

市議と語ろう！ 議会報告会

平成30年4月11日(水)

- ・ 概ね2時間を予定しております。
- ・ 今後の参考にさせていただきますので、アンケートにご協力ください。
- ・ 携帯電話は電源をお切りいただくか、マナーモードにしてください、使用をお控えください。

松本市議会

本日の次第

1 開会あいさつ

2 議会報告

午後7時05分～7時25分

3 質疑応答

午後7時25分～7時55分

4 意見交換

午後8時00分～9時00分

☞「防災」、「高齢者の見守り」、「地域活動の担い手不足」の3グループに分かれて意見交換

5 閉会（意見交換終了後、会場ごとに順次解散）

出席議員(市役所東庁舎)

議 員 氏 名			意見交換の 担当グループ
吉村 幸代	中島 昌子	犬飼 信雄	防 災
柿澤 潔	太田 更三		
田口 輝子	阿部 功祐	澤田 佐久子	高齢者の 見守り
芝山 稔	宮下 正夫	池田 国昭	
青木 崇	若林 真一	小林 弘明	地域活動の 担い手不足
青木 豊子	南山 国彦		

出席議員(笹賀公民館)

議 員 氏 名			意見交換の 担当グループ
今井 ゆうすけ	川久保 文良	村上 幸雄	防 災
小林 あや	近藤 晴彦		
井口 司朗	上條 美智子	上條 俊道	高齢者の 見守り
犬飼 明美	草間 錦也		
勝野 智行	上條 温	宮坂 郁生	地域活動の 担い手不足
忠地 義光	大久保 真一		

議会報告

平成30年2月定例会の審議結果

- 1 平成30年2月定例会の提出議案等
- 2 平成30年度当初予算の概要
- 3 各常任委員会の審査状況

1 平成30年2月定例会の提出議案等

2 月定例会の提出議案等 ①

市長 提出 議案	60件	条例	27件
		予算	29件
		道路	1件
		人 事	3件

⇒ 60件すべて可決・同意

2 月定例会の提出議案等 ②

○ 請 願 1 件

- (1) 性的少数者（セクシュアルマイノリティ）の人権を守るための請願書 ⇒ **採 択**

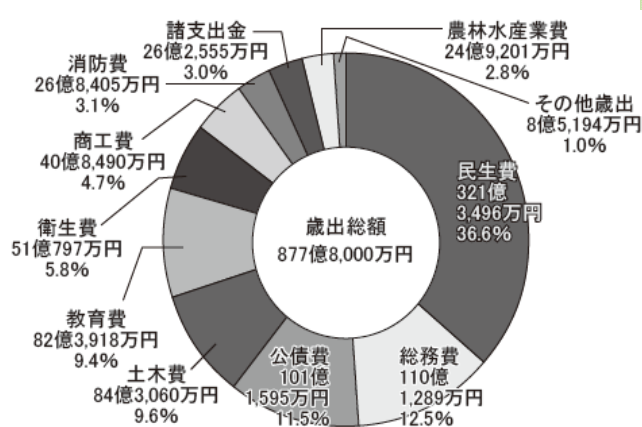
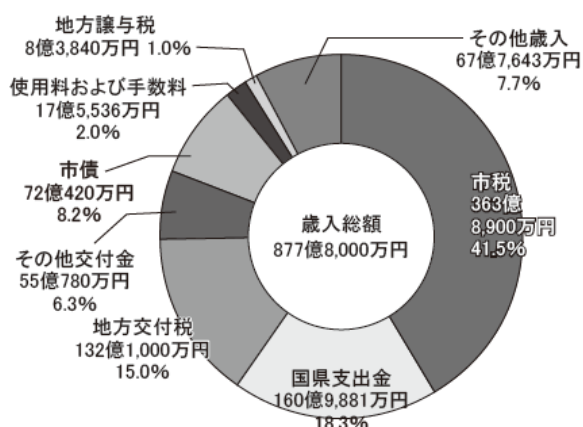
○ 陳 情 2 件

- (1) 家庭教育支援法の制定を求める意見書提出に関する陳情（教育民生委員会で審査） ⇒ **不 採 択**
- (2) 拙速な改憲発議に反対する意見書提出に関する陳情（総務委員会で審査） ⇒ **趣旨採択**

2 平成30年度当初予算の概要

○一般会計	877億	8,000万円	（前年度比0.6%の増）
○特別会計	514億	936万円	（前年度比10.1%の減）
○企業会計	263億	5,570万円	（前年度比1.5%の増）
合 計	1,655億	4,506万円	（前年度比2.9%の減）

一般会計予算の内訳



平成30年度当初予算のポイント

子ども・若者対象事業の重点化
⇒ 51事業 6億1,776万円を拡充

子どもや若者が知識を深め、自らを高める活動を応援する事業

- ◎若者や子ども向け議会だよりの発行
- 地域づくりインターンシップ など 3,043万円の拡充

子どもや若者の育ちや学びの場を整備し、環境を改善する事業

- ◎全市立保育園および市立幼稚園へのエアコン設置
- ◎新科学館整備 など 4億8,850万円の拡充

子育て世代をサポートする事業

- ◎島内保育園増築
- 病児・病後児保育事業 など 9,883万円の拡充

3 各常任委員会の審査状況

- (1) **総務委員会**
- (2) **教育民生委員会**
- (3) **経済地域委員会**
- (4) **建設環境委員会**

(1) 総務委員会の審査状況 ①

「松本市体育施設の設置管理等に関する条例」の一部改正

沢村軟式庭球場を硬式テニス可能な人工芝コートに改修したことに伴い、名称を「沢村庭球場」に変更し、開場期間の通年化や使用料の改定を行うもの



全員一致で可決



(1) 総務委員会の審査状況 ②

性的少数者（セクシュアルマイノリティ） の人権を守るための請願書

性的少数者が、差別を受けることなく、多様性に理解のある学校や社会の実現のために、専門窓口の設置及び人権問題についての啓発活動の強化を求めるもの

- ・「心の生き方の相談」窓口で相談を受付
- ・専門的知見を持つ相談員の確保と相談員への性的少数者に関する研修実施を検討
- ・より多くの市民を対象に理解が深まるよう周知



全員一致で採択

(1) 総務委員会の審査状況 ③

平成30年度一般会計予算

【まつもと市民芸術館 大規模改修事業費】



開館15年目となる、まつもと市民芸術館の舞台設備関係を中心とした大規模改修工事を3カ年かけて実施するもの

⇒ 平成30年度は、舞台制御装置、照明設備、音響機器他の改修に12億3,934万円を計上

(1) 総務委員会の審査状況 ④

平成30年度一般会計予算

【消防団詰所等整備事業費】



消防団の機能強化を図るため、建築から30年以上経過した消防団詰所等の改築や整備を行うもの

⇒ 更新計画に沿って、平成30年度は2億404万円を計上



団員数の多い分団を優先し、団員の意見を聞きながら、使いやすい詰所にしていくことを要望

(2) 教育民生委員会の審査状況 ①

「松本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」の制定及び関連する5つの条例の改正

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布に伴い、新たに条例を制定するもの及び関係条例を改正するもの



公的サービスを縮小するものであり、反対との意見があり、起立採決の結果、賛成多数で可決

(2) 教育民生委員会の審査状況 ②

「松本市介護保険条例」の一部改正

「介護保険法」等の改正及び第7期介護保険事業計画の策定に伴い、第1号被保険者の保険料率等を改正するもの

⇒ 第5段階（料率1.00）における保険料基準月額
5,694円 ⇒ 5,890円（196円の増）



市民の負担増となる保険料率の引き上げには反対との意見があり、起立採決の結果、賛成多数で可決

(2) 教育民生委員会の審査状況 ③

平成30年度一般会計予算

【地域福祉活動推進事業費】

地域住民が互いに支え合う地域福祉活動を行う団体及び普及啓発を行う団体等に対して補助金を交付するもの

⇒ 平成30年度からの新規事業として、298万円を計上



大いに情報発信して欲しい旨を要望



(2) 教育民生委員会の審査状況 ④

平成30年度一般会計予算

【コミュニティスクール事業費】



平成30年度から、公民館がより主体的に学校運営協議会に関わることで、地域と学校の連携強化を図るもの。

⇒ 公民館が実施してきた「学校サポート事業」と事業統合し、398万円を計上



コーディネーターの役割が重要であることから、研修の充実について要望

(3) 経済地域委員会の審査状況 ①

「松本市梓川農産物加工施設条例」の一部改正

施設の老朽化等により、
梓川農産物処理加工施設を民間業者へ有償譲渡し、
梓川麦・大豆等加工施設を廃止するもの



👉 全員一致で可決

(3) 経済地域委員会の審査状況 ②

平成30年度一般会計予算

【ICT活用地域産業振興事業費】



ICT人材の育成を通じて、ICTを活用した「しごと」の環境を整え、活力のあるまちの創出を目指すもの

⇒ コワーキングスペースやテレワークオフィス、サテライトオフィス等、ICTを活用した地域産業振興施策の拠点施設の整備等に3,011万円を計上

(3) 経済地域委員会の審査状況 ③

平成30年度一般会計予算

【消費者保護事業費・
消費者行政活性化事業費】



消費者教育による啓発、情報発信を行い、市民を消費者被害から守るとともに、消費者市民社会の構築に向けた取り組みを実施するもの

⇒ 若い世代への出前教室による啓発事業や若年層向け啓発冊子の作成等に488万円を計上

(3) 経済地域委員会の審査状況 ④

平成30年度一般会計予算

【松くい虫対策事業費】



松くい虫による松枯れ被害のまん延を防止するため、伐倒くん蒸、薬剤散布及び更新伐等を実施するもの

⇒ 1億5,701万円を計上

不安を感じている市民がいることから反対との意見があり、起立採決の結果、賛成多数で可決

(4) 建設環境委員会の審査状況 ①

「松本市都市公園条例」の一部改正

都市公園施行令の改正に伴い、都市公園に設ける運動施設の敷地面積に関する規定を追加するもの

⇒ 敷地面積全体に占める運動施設の割合の上限を50%とする



全員一致で可決



(4) 建設環境委員会の審査状況 ②

平成30年度一般会計予算

【食品ロス削減事業費】

「残さず食べよう！30・10運動」を中心に、家庭と飲食店等において積極的な啓発活動を実施するもの

⇒ 推進店・事業所認定制度の推進や食べ残しの持ち帰りの促進等に319万円を計上



(4) 建設環境委員会の審査状況 ③

平成30年度一般会計予算

【三世代家族支援事業費】



三世代同居・近居のための費用支援を行い、松本市への転入増や、同居のきっかけづくりを目指すもの

⇒ 新たに三世代同居または近居を始める家族の住宅取得・リフォーム費用等の一部補助に1,300万円を計上

市民に向けてのさらなるPRと大きな視点での今後の事業のあり方を検討してほしい旨を要望

(4) 建設環境委員会の審査状況 ④

平成30年度一般会計予算

【内環状北線整備事業費】



中心市街地の交通円滑化、松本城公園への避難路としての都市機能確保及び史跡松本城を中心とした賑わいの創出を図るもの

⇒ 用地取得や移転補償等に1億560万円を計上

事業のあり方や進め方に疑問があるとして反対との意見があり、起立採決の結果、賛成多数で可決

質 疑 応 答



意見交換(市役所東庁舎)

- 1 防 災  **会場：議員協議室**
- 2 高齢者の見守り  **会場：第1委員会室**
- 3 地域活動の担い手不足  **会場：第2委員会室**



意見交換(笹賀公民館)

- 1 防 災  会場:大会議室
- 2 高齢者の見守り  会場:小会議室
- 3 地域活動の担い手不足  会場:1階会議室



意 見 交 換



市議と語ろう！議会報告会

本日はご参加いただき、ありがとうございました。



松本市議会



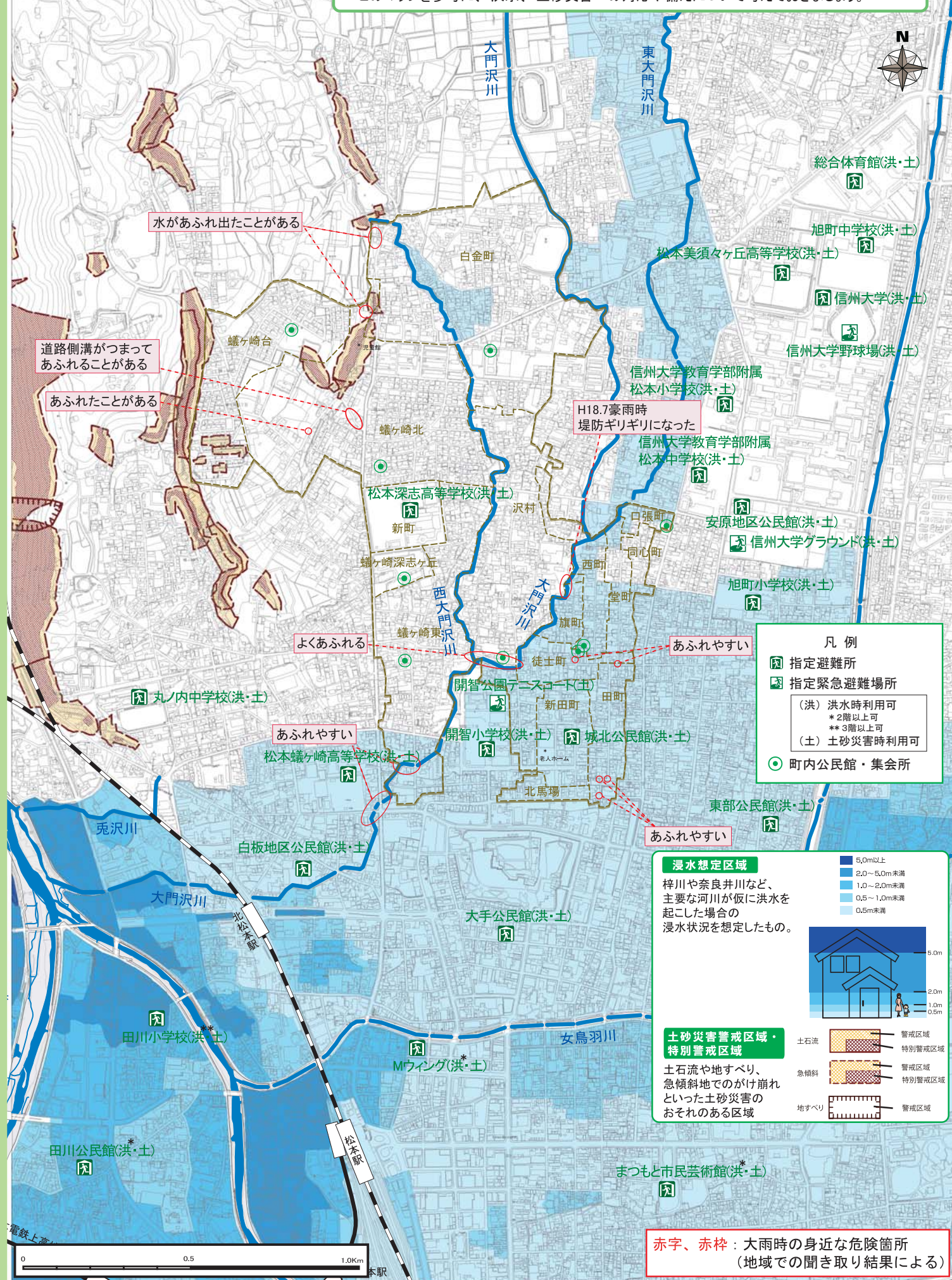
防災

- ・ハザードマップ（地区別）

松本市ハザードマップ 【地区別マップ(城北地区)】



- ・このマップは、国・県が指定公表した浸水想定区域や土砂災害警戒区域、地域の皆さんからお聞きした危険箇所などを掲載しています。
- ・このマップを参考に、洪水、土砂災害への対応や備えについて考えておきましょう。



松本市ハザードマップ

【地区別マップ(安原地区)】



- ・このマップは、国・県が指定公表した浸水想定区域や土砂災害警戒区域、地域の皆さんからお聞きした危険箇所などを掲載しています。
- ・このマップを参考に、洪水、土砂災害への対応や備えについて考えておきましょう。

大門沢川に土砂がたまりすぎのため
ウォーターフィールドに小雨でも水が入る

低いので大雨の時危険

水がつく

水が出る

総合体育館(洪・土)

旭町中学校(洪・土)

松本美須々ヶ丘高等学校(洪・土)

屋内運動場の雨水が
児童遊園に流れる

信州大学(洪・土)

信州大学野球場
(洪・土)

敷地内の水が
流れ出す

城東公民館(洪・土)

信州大学教育学部附属
松本小学校(洪・土)

信州大学教育学部附属
松本中学校(洪・土)

安原地区公民館(洪・土)

信州大学グラウンド(洪・土)

横田溝渠

旭町小学校(洪・土)

あふれやすい
あふれると小学校へ入れない

旭町小から流れる水が横田溝渠に
合流できず戻される

横田溝渠

あふれやすい

直角に曲がる所であふれる

開智公園テニスコート(土)

開智小学校(洪・土)

城北公民館(洪・土)

松本城公園(土)

凡例

指定避難所

指定緊急避難場所

(洪) 洪水時利用可

※ 2階以上可

(土) 土砂災害時利用可

※ 2階以上可

町内公民館・集会所

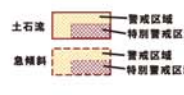
浸水想定区域

梓川や奈良井川など、
主要な河川が仮に洪水を
起こした場合の
浸水状況を想定したもの。



土砂災害警戒区域・特別警戒区域

土石流や急傾斜地での
がけ崩れといった
土砂災害のおそれ
のある区域



赤字、赤枠：大雨時の身近な危険箇所
(地域での聞き取り結果による)



- ## 凡 例

 指定避難所

 指定緊急避難場所

(洪) 洪水時利用可
* 2階以上可

(土) 土砂災害時利用可
* 2階以上可

◎ 町内公民館・集会所

赤字、赤枠：大雨時の身近な危険箇所
(地域での聞き取り結果による)



沢村公園テニスコート(洪・土)

総合体育館(洪・土)

堤防道路の雨水が流れ込む

旭町中学校(洪・土)

松本美須々ヶ丘
高等学校(洪・土)

信州大学(洪・土)

信州大学野球場(洪・土)

あふれやすい

● 日泊(港上)

**あふれやすい
(水路合流地点)**

あふれやすい

 信州大学教育学部附属
松本小学校(洪・土)

信州大学教育学部附属
松本中学校(洪・土)

 安原地区公民館(洪・土)

信州大学グラウンド(洪・土)

旭町小学校(洪・土)

岡の宮文園町

岡の宮西

和泉町一丁目 岡の宮西

和泉町二丁目

北上橫

女鳥羽町

東部公民館(洪・主)

あふれやすい

あふれやすい

あふれやすい

あふれやす

清水中学校(洪・土)

清水小学校(洪・土) 

湯川あふれると
ここも危険ではないか

惣社公園(土)

浸水想定区域

梓川や奈良井川など、
主要な河川が仮に洪水を
起こした場合の
浸水状況を想定したもの。



松本市ハザードマップ 【地区別マップ(今井地区)】



- ・このマップは、国・県が指定公表した浸水想定区域や土砂災害警戒区域、地域の皆さんからお聞きした危険箇所などを掲載しています。
- ・このマップを参考に、洪水、土砂災害への対応や備えについて考えておきましょう。

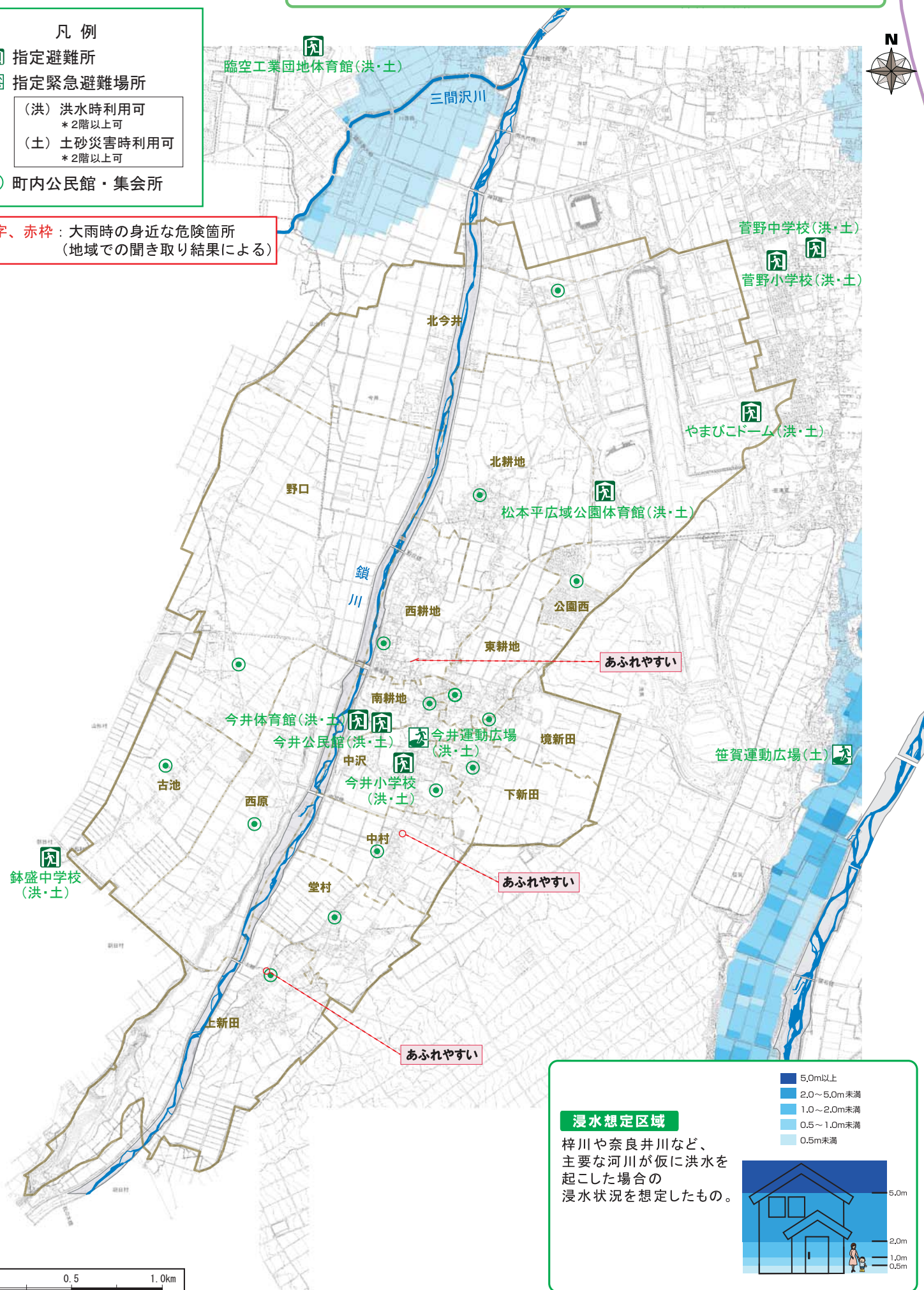
凡 例

- 指定避難所
- 指定緊急避難場所

- (洪) 洪水時利用可
* 2階以上可
- (土) 土砂災害時利用可
* 2階以上可

- 町内公民館・集会所

赤字、赤枠：大雨時の身近な危険箇所
(地域での聞き取り結果による)



浸水想定区域

梓川や奈良井川など、
主要な河川が仮に洪水を
起こした場合の
浸水状況を想定したもの。

- 5.0m以上
- 2.0～5.0m未満
- 1.0～2.0m未満
- 0.5～1.0m未満
- 0.5m未満

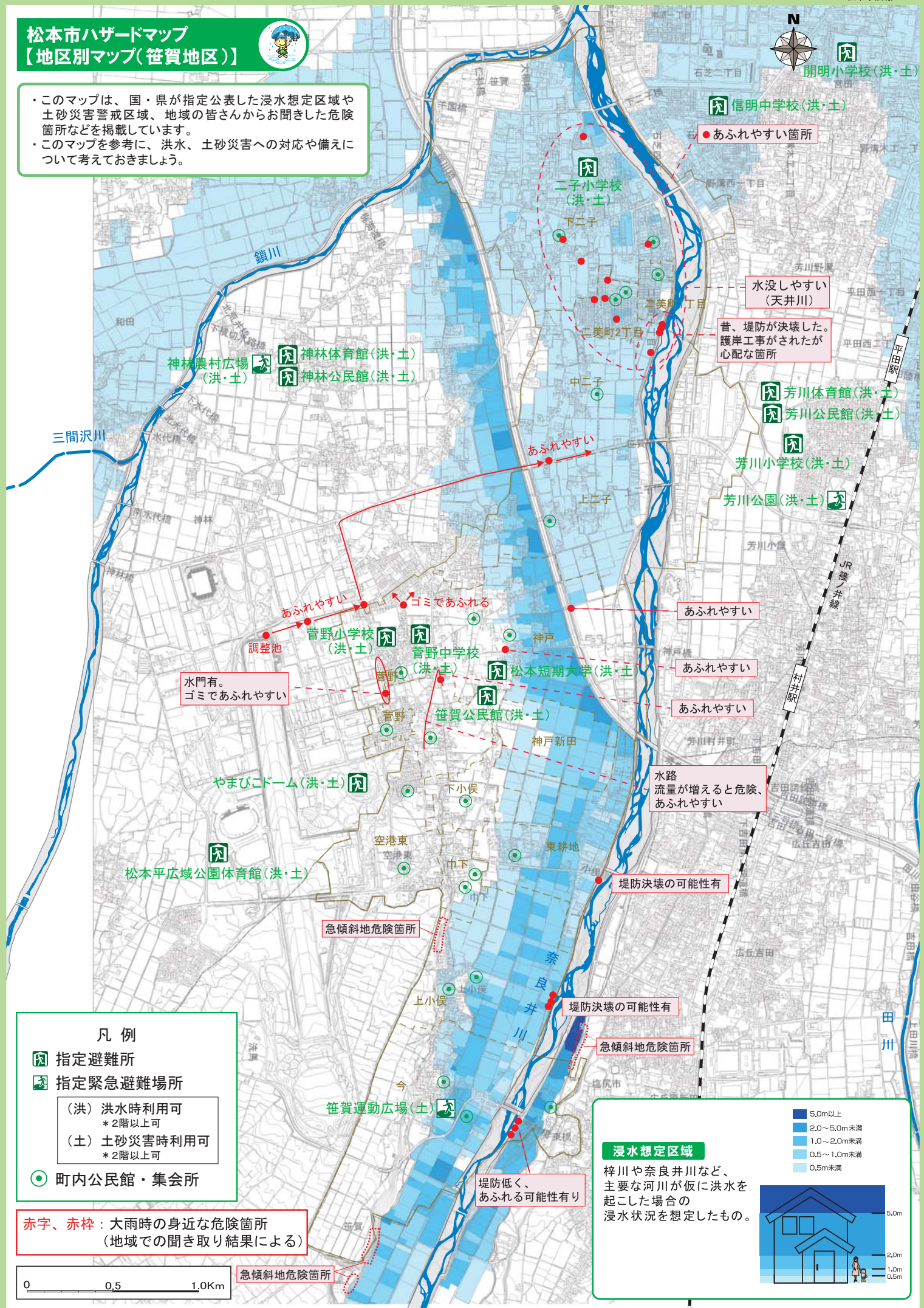


0 0.5 1.0km

松本市ハザードマップ 【地区別マップ(笹賀地区)】



- ・このマップは、国・県が指定公表した浸水想定区域や土砂災害警戒区域、地域の皆さんからお聞きした危険箇所などを掲載しています。
- ・このマップを参考に、洪水、土砂災害への対応や備えについて考えておきましょう。



凡 例

- 指定避難所
- 指定緊急避難場所

(洪) 洪水時利用可

* 2階以上可

(土) 土砂災害時利用可

* 2階以上可

- 町内公民館・集会所

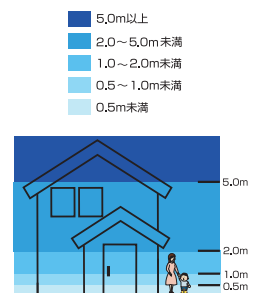
赤字、赤枠：大雨時の身近な危険箇所
(地域での聞き取り結果による)

0 0.5 1.0Km

急傾斜地危険箇所

浸水想定区域

梓川や奈良井川など、
主要な河川が仮に洪水を
起こした場合の
浸水状況を想定したもの。



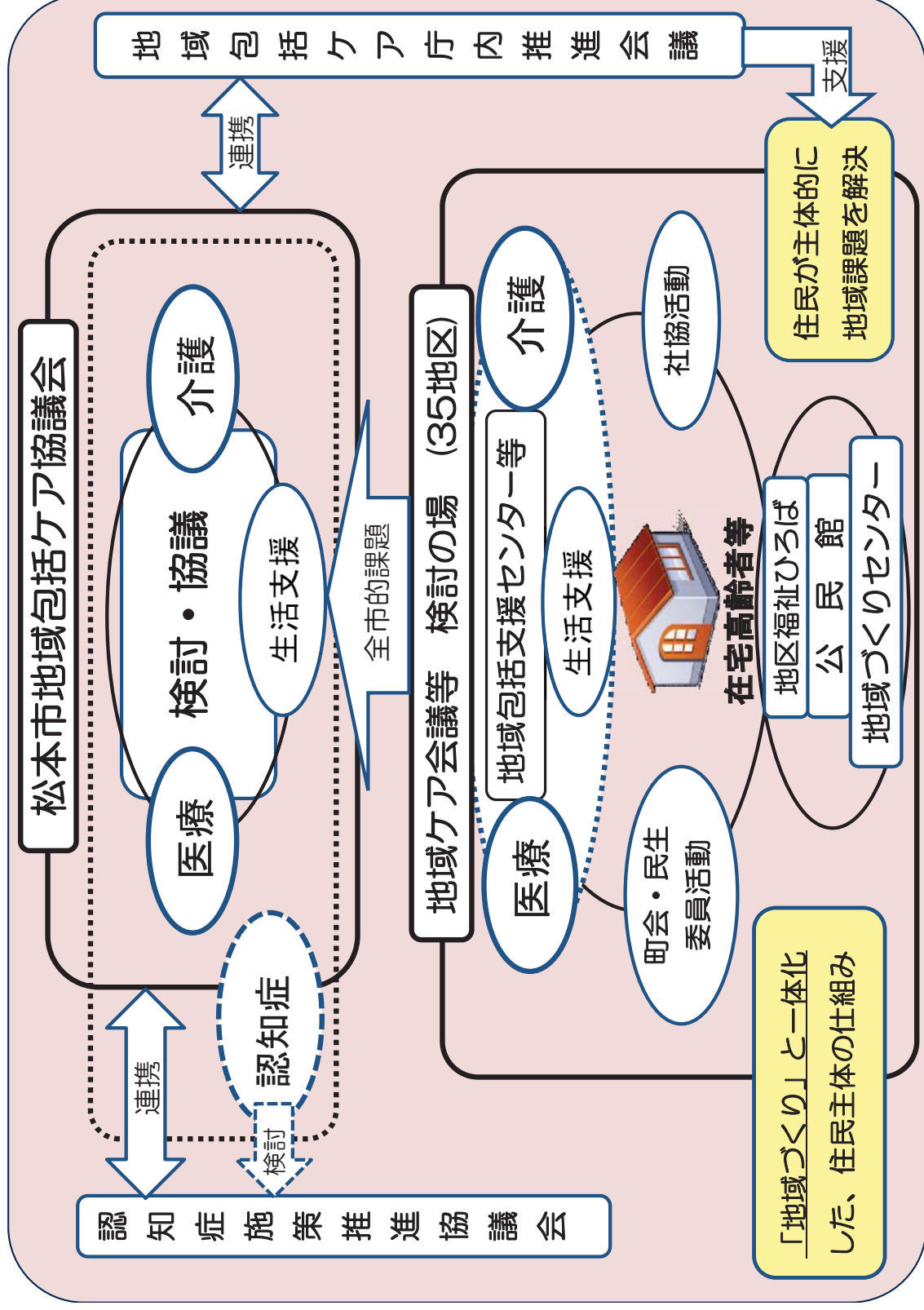
高齢者の見守り

- ・ 地域包括ケアシステム 松本モデル
- ・ 地域包括ケアシステム事例集
- ・ 松本市の人口推計
- ・ 地区別年齢別人口
- ・ 「地域の見守り体制づくり・相談窓口の充実」に向けた行動デザイン ほか

第3期松本市地域福祉計画・地域福祉動計画（平成28年度～平成32年度）より

地域包括ケアシステム・松本モデル

松本市がこれまで築いてきた「福祉ひろば」、「公民館」、「地域づくりセンター」による地域づくりを基盤として「高齢者も、障害者も、誰もが、誰もが、住み慣れた家で、地域でいきいきと自分らしく暮らし続けること」



地域包括ケアシステム

事例集 VOL. 2



地域包括ケアシステムって何？

「地域包括ケアシステム」は、今までに取り組んできた地域づくりや、地域福祉活動を継続していくもので、決して新たな取り組みをすることだけではありません。



以前は、病気になってもかかりつけ医に往診に来てもらい、自宅で親を看取り、冠婚葬祭や困りごとは隣近所で助け合うという仕組みがありました。これを今の時代にそのまま当てはめることは難しいですが、

- ① 医療と介護の専門職が連携した在宅サービスを提供すること
- ② 向こう三軒両隣のような地域の支え合い（生活支援）の仕組みをつくること

が地域包括ケアシステムです。

この仕組みづくりを、松本市が以前から地域づくりを進めてきた35地区で実現を目指すものです。

地域ケア会議とは

地域包括ケアシステムを実現するための一つの手段として「地域ケア会議」があります。

地域ケア会議は

- ① 個々の課題を検討する「個別地域ケア会議」
 - ② 地区の課題を検討する「地域ケア会議」
 - ③ 全市的な課題を検討する「地域包括ケア協議会」
- があります。



医療と介護の専門職と住民の皆さんが、顔の見える関係を作り、困りごと等の情報を共有し、役割分担をしながら、困りごとの解決にむけた検討を行う場が「地域ケア会議」です。

事例 1

いつもの支援は身近な場所で！

～「いいじゃん。センター長、これでいくじゃん」～



1 中央地区地域福祉計画を実行する！地域づくりセンター長の「思い」

中央地区の地域課題は平成17年に作った「中央地区地域福祉計画」に既に出されていました。その中には、高齢者のひとり暮らしが多く、身近な支援が必要な事も明記されていました。これを具体的に実行に移すにはどうしたらよいか？それにはしっかりと窓口、事務局が必要です。その時に考えた事務局の名称が「中央地区互助会」でした。これが後に「中央地区福祉互助会」になっていきます。

2 町会長・民生児童委員・福祉ひろばと行政と

地域づくりセンター長が、四賀地区の「支え合い事業」を参考に、高齢者の身近な生活支援を目指す「中央地区互助会」の立ち上げについて、町会長会、民生児童委員定例会と福祉ひろば事業企画委員会に相談をしました。みなさんが「いいじゃん。センター長、これでいくじゃん」と言ってくれて、地区として、この会の設立に向けて動き出しました。

3 広募！町会福祉推進員 決まる。

中央地区互助会の事務局を誰に担ってもらうか、地区内の全戸配布チラシで募集をしました。9人の方から応募があり、全員面談の結果、町会福祉推進員として現在も役目を担ってくれている小笠原さんに決まりました。高齢者の生活を支える協力員を募集し、**サポーター研修**を行いました。また、支援を必要とする方に個別にお話を伺いました。

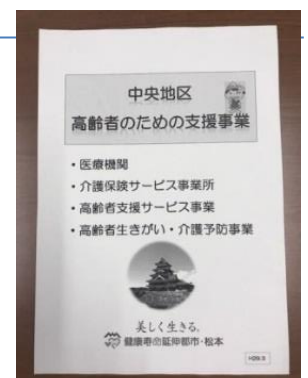
4 「ちょっとしたこと」を支援する。



現在は「中央地域福祉互助会」として、草取り、雪かき、ゴミ出しなど38人の利用会員と30人の協力会員が支援を行っています。中央地区ではまず自分の存在を気にかけてくれる「安心」の確保、日常的な家事や「ちょっとした身の回りの支援」、「交流」、「外出」と「非日常的な家事（大掃除や家電製品の買い替えなど）」を意識して少しずつ深化していければいいなあ、と考えています。平成30年4月から**社会福祉協議会**の支援を受け、新たに買い物・外出支援が始まります！

5 「地域ケア」が追っかける！

高齢の方が、地域で生活していく中で、病気になったり、介護が必要になった場合、バトンをスムーズに**専門職**へつないでいくために、地域の方、専門職、行政等が顔の見える関係を築き、地域の中でお互いに支えあっていくことが必要となります。地域づくりセンターと地域で作った「中央地区福祉互助会」と専門職がしっかりとつながって行く事を目的として「**地域ケア会議**」が行われ、中央地区版、医療・介護・予防・高齢者支援サービスがひと目でわかる**冊子**が出来上がりました。



事例 2 「みんな困っている」って一体何？ ～「地域の困り事調査」をやってみよう～

1 ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯が多い、そして更に・・・

「町会戸数の減少」「町会未加入者」も多い。つまり、「町会運営が十分にできない」「町内の連携がとりにくい」ということにつながる・・・そんな課題が **地域ケア会議** で出ました。

課題を抱えつつも「困っていることを、そのままにしない地域にしたいが、そもそも、高齢者が何に困っているのか分からない」「困っていることがわからなければ、声もかけられない」という意見が出ました。



2 町会ごとの「困りごと調査」をやってみないか。

地域づくりセンター、地域包括支援センター が連携し、12町会の町会長、民生児童委員に高齢者の困り事について、**聞き取り調査** を行いました。その結果、雪かきや買い物等に困っているという声が多いことが分かりました。

3 困り事が見えてきた！さあ「どうしようか」を地域ケア会議で話し合おう。

困り事は、地域で助け合うことが望ましいが、町会未加入者や高齢者ひとり暮らしが増加しているなど、連携が難しくなっている城東地区。では「そこからさらに1歩踏み出すには、どうしたらよいか」を **地域ケア会議** で話し合いました。その結果、支える人を増やすために、**社会福祉協議会主催でボランティア講座** をやってみよう、という事になりました。

4 やっぱり「人づくり」。地区でボランティア講座をやろう。



平成29年8月からボランティア講座を5回シリーズで行いました。内容は「ボランティアの基礎講座」「認知症を知る」など。また、最終回には地域ケア会議として「城東地区ではこんな事をしたい！」「町会でこんなことができる！」をテーマに **グループワーク** を行いました。

具体的な取り組みについては、今後も講座を開催して、勉強をしていく予定です。

事例 3 みんなでつくるパイナップルカフェ！！

～世代を超えて集まろう！～

1 人間関係が希薄になりつつある今

神林地区は、昔は横のつながりや、人が集まる機会が多い地区でした。田植えや稲刈り、お祭りなど、隣近所の協力や会食の機会もありましたが、現在はほとんどなくなり、町会ごとのサロンも全町会で休止状態となっています。また、福祉ひろばの利用者の顔ぶれも同じ方が目立ち、ひろばまでが遠く、来られない人のための「集まり・つながりの場」が必要な状態でした。

2 「元気で長生きする」には、なにより「〇〇がり」が大切！

地区での勉強会 で 信州大学の井上教授 から、また、地域ケア会議 では、あかはね内科・神経内科医院の唐木医師から、健康維持のためには、人と人との支えあいや、生きがいづくりが大切であるということを聞き、地域の「つながり」が重要であることを再確認しました。



3 「ちっちゃい子からお年寄りまで、もう一度、集まったらどうかねえ？」

「せめて福祉ひろばから離れた町会で何か出来ないだろうか？」という声が地域の方から上がり、具体的には、民生児童委員さんから「皆が集まりやすいお寺で 認知症カフェ を開いたらどうか」という案が出ました。更に、このカフェでは「認知症の方だけではなく、世代を超えて交流できる場 にしていこう」といことになりました。

民生児童委員さんがお寺に話をしたところ、快く了承していただきました。また、地域の団体が協賛者になってくれました。地域づくりセンター、地域包括支援センター、福祉ひろば、公民館等も協力し、支援を行いました。

4 子育てや介護、なんでも話そう！ パイナップルカフェ

現在、ほぼ2か月に1回、午前中に開催しています。その時々でテーマを変え、話を聞いたり、みんなで焼き芋をしたりと、その内容は、参加されている皆さんが楽しんでもらえるよう工夫をこらしています。



今後は、現在中心となっている町会だけではなく、他の町会でも開催を検討しています。

現在は無料で開催していますが、企画、運営に関わる経済的な問題と、地域協力者の拡大などが、今後の課題となっています。

事例 4 地域の縁側「にこにこサロン」

～ボランティア養成講座の受講生が立ち上げた集いの場～



1 ボランティア部会、日赤奉仕団が解散してしまった！ピンチからのスタート

平成27年度の地域ケア会議で、当時、社会福祉協議会四賀地区センターの山岸課長から、四賀地区の支え合い事業の取組みについて講演があり、活発な活動に大きな刺激を受けましたが、同時に「社会福祉協議会のボランティア部会と日赤奉仕団が解散してしまう」という課題も出ました。



2 このままでは、みんなが集える場所がない！「何とかしなければ。」



次年度の地域ケア会議では「地域で考える（支える）包括ケアシステムとは」というテーマで信州大学の井上教授の講演を聴き町会での福祉の取組みの発表とも合わせ、じっくり地域の助け合いについて考えました。

その中で「町会により高齢化に差がある」「近くに集まる場所がない」といった課題が出され、参加者からは「この状況を何とかしなければ」「高齢者などが気軽に集える場所をつくらなければ」という声があがりました。この時点での高齢者の方の集う場所は、本郷地区に2カ所（2町会）のみでした。

3 「自分たちには一体何ができるのだろうか？」を考えるボランティア育成講座

平成28年度社会福祉協議会主催でボランティア育成のための「本郷地区支え合い講座」を開催することになり、その中でボランティア先進地区、御代田町へ視察に行きました。地域の方が中心となって開催しているサロンを見学し、その後「自分たちには、今何ができるのか」をテーマにグループワークをしました。

講座終了後、受講生を中心に地域で「支え合い活動」を続けていこうとの声が大きくなり、一度消滅した、本郷地区ボランティア協議会を新たに立ち上げ、通称「ささえあいの会」が平成29年3月に発足しました。

4 地域の縁側「にこにこサロン」の開設

「ささえあいの会」の仲間が、高齢者も認知症の方も、誰もが集える居場所をつくろうとの思いから「にこにこ会」を結成し、毎月第1・第2水曜日の2回、午前10時から午後3時まで地域の縁側「にこにこサロン」を開設しました。そのうち第2水曜日の午前中を、認知症の方や家族のためのオレンジカフェとして開いています。



また、他の町会でもサロンが次々と立ち上がり、現在6町会で開催しています。

本郷地区は公民館が少なく、集まる場所も限られていますが、地区外の方も含め、より多くの方から誰でも気軽に来ていただける居場所として、今後も広がっていけば良いなあと感じています。

事例 5

個別地域ケア会議

～「認知症を考える」から 地区の学習につながった事例～

1 詐欺にあっているかもしれない高齢者を「地域」が守る。

親族とも疎遠で、認知症があり、判断能力の低下や金銭管理が困難となっていたご夫婦がいました。ケアマネジャーや民生児童委員から、どうも詐欺にあったり、不動産を安い金額で売買してしまったりする事があるらしいと、地域包括支援センターに相談がありました。

このご夫婦をどのように支援していくか、**個別地域ケア会議** で話し合いを行うことになりました。

2 「助けて」と言えない人をどう助けるか？

会議の結果、このご夫婦には、**成年後見制度** の活用につなげることができました。現在は親族の協力も得られ、引き続き地域にも見守られながら在宅生活を続けています。

また「認知症を支えるには、認知症を知らなくてはいけない」という意見が地域の方から出され、**研修会**を企画しました。人権啓発も絡め、**医師と地域包括支援センター** の職員が講師を務めました。

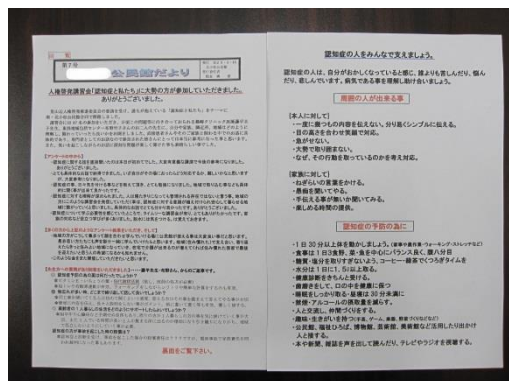


参加者からは「認知症の様々な症状や薬のこと、認知症の人の気持ちを知ることができた」「認知症の人に寄り添い、その人に合った対応をしたい」などの感想が寄せられました。

3 個別地域ケア会議から出た「地区の現状と課題」へ向かって。

このご夫婦の住む地区は、アパートも多く、町会未加入世帯があり、住んでいるかどうか分からない人がいます。町会行事の参加者も同じ顔ぶれのため、地域では参加されない方を誘う声掛けを行っています。

また、認知症であることを周囲に隠している家庭もあり、こういった「困りごとを抱えた方」が気軽に集いの場に顔を出し、周囲に助けてもらえるような環境づくりが必要です。そこで、認知症を理解する研修会にとどまらず、**町内公民館報に「認知症Q&A」**を掲載し、町会住民に周知しました。



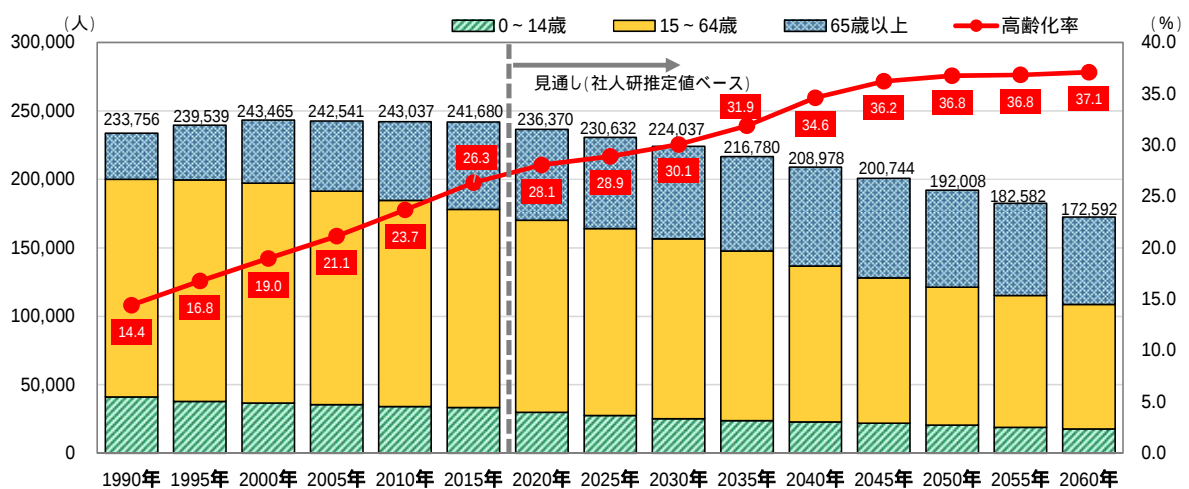
第2章 人口に関する現状認識

1 人口構造と人口動態に関する視点

(1) 超少子高齢型人口減少社会に突入

本市の人口は2002（平成14）年がピークで、以降は減少傾向に転じました。人口は、今後更に減少していくと予測されています。更に、高齢化も進み、2040（平成52）年には高齢化率が34.6%になると予測されています。

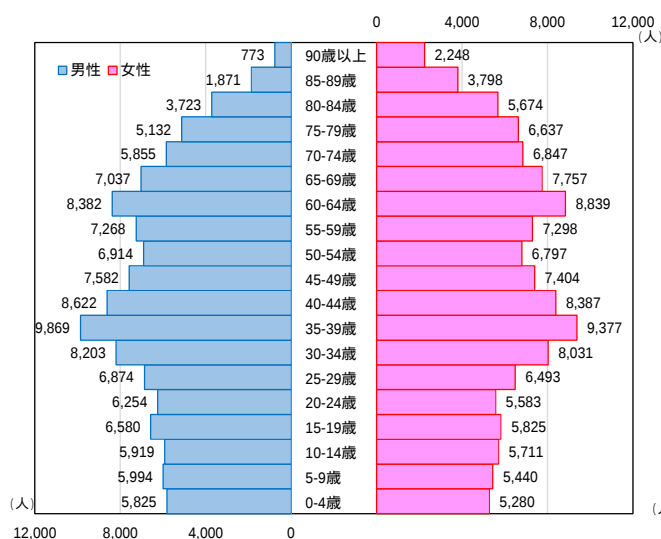
人口の推移と将来推計



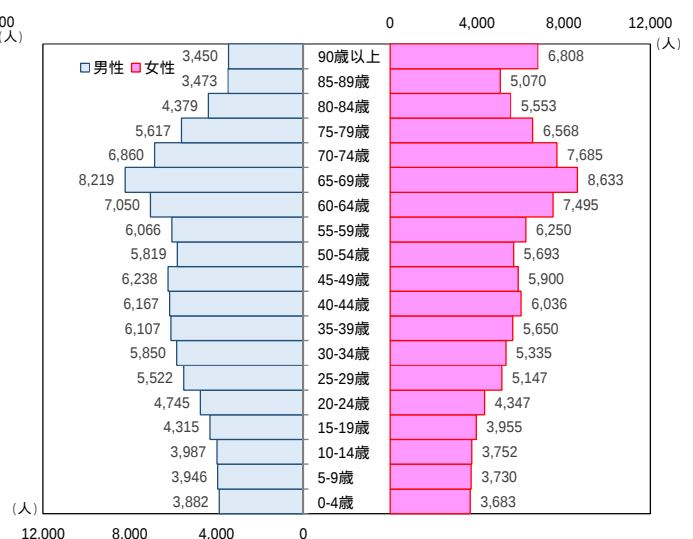
出典：2010年まで国勢調査、2015年松本市統計月報（4月1日現在）

2020年以降 内閣府提供資料（国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）「日本の地域別将来人口推計」）

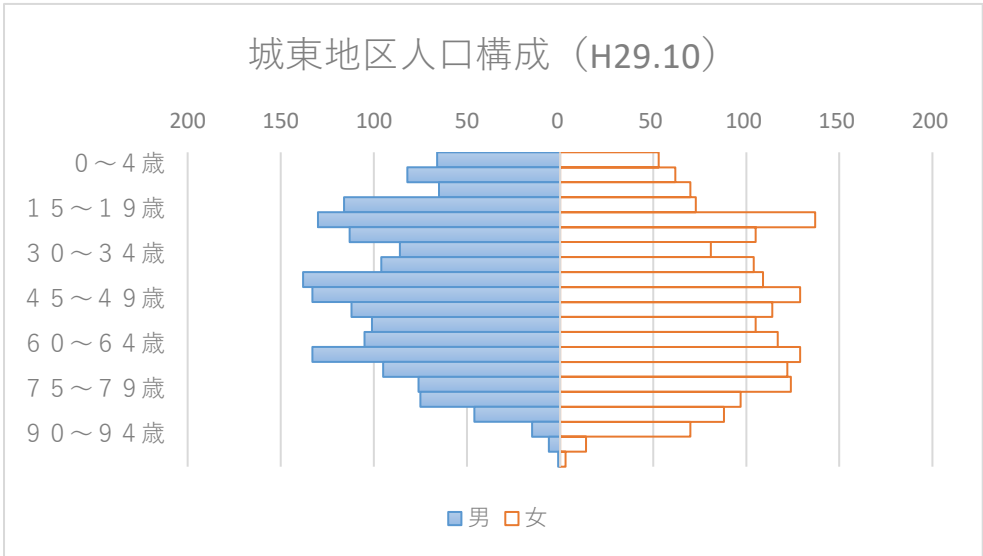
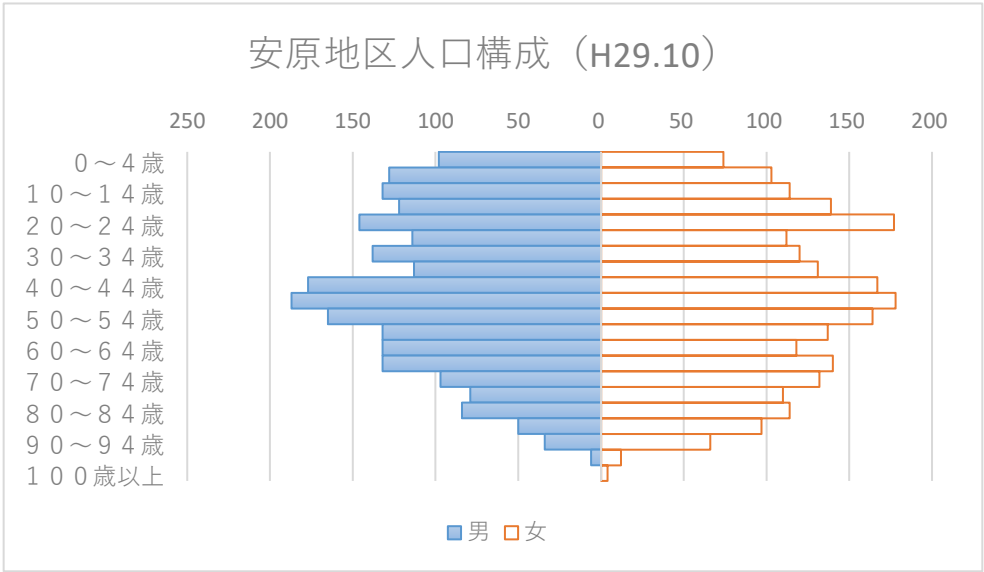
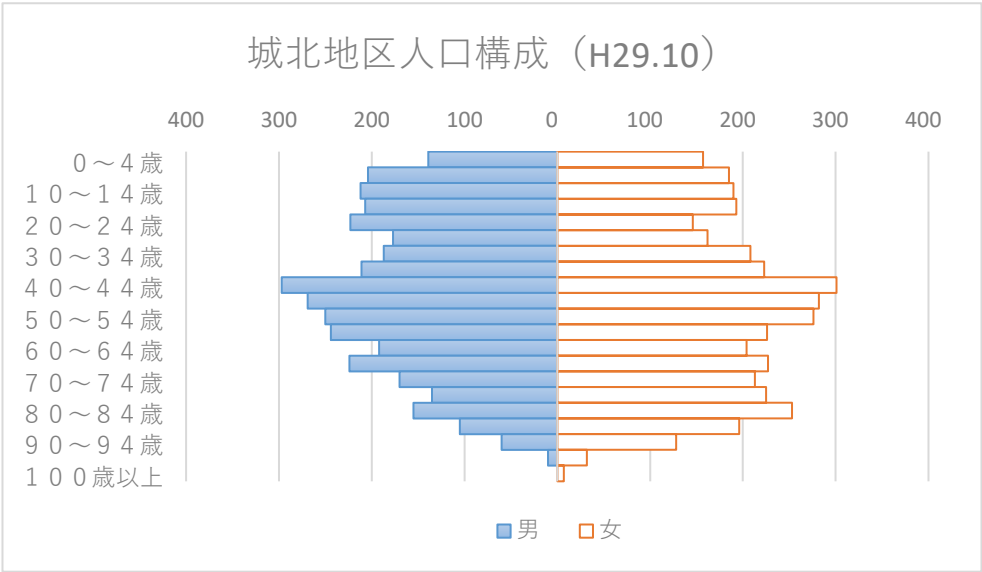
2010（平成22）年人口ピラミッド



2040（平成52）年人口ピラミッド



出典：2010年国勢調査、内閣府提供資料（社人研「日本の地域別将来人口推計」）



城北地区（H29.10）

年齢	男	女
0～4歳	139	157
5～9歳	204	185
10～14歳	212	190
15～19歳	207	193
20～24歳	223	146
25～29歳	177	162
30～34歳	187	208
35～39歳	211	223
40～44歳	297	301
45～49歳	269	282
50～54歳	250	276
55～59歳	244	226
60～64歳	192	204
65～69歳	224	227
70～74歳	170	213
75～79歳	135	225
80～84歳	155	253
85～89歳	105	196
90～94歳	60	128
95～99歳	10	32
100歳以上	1	7

安原地区（H29.10）

年齢	男	女
0～4歳	98	74
5～9歳	128	103
10～14歳	132	114
15～19歳	122	139
20～24歳	146	177
25～29歳	114	112
30～34歳	138	120
35～39歳	113	131
40～44歳	177	167
45～49歳	187	178
50～54歳	165	164
55～59歳	132	137
60～64歳	132	118
65～69歳	132	140
70～74歳	97	132
75～79歳	79	110
80～84歳	84	114
85～89歳	50	97
90～94歳	34	66
95～99歳	6	12
100歳以上	0	4

城東地区（H29.10）

年齢	男	女
0～4歳	66	53
5～9歳	82	62
10～14歳	65	70
15～19歳	116	73
20～24歳	130	137
25～29歳	113	105
30～34歳	86	81
35～39歳	96	104
40～44歳	138	109
45～49歳	133	129
50～54歳	112	114
55～59歳	101	105
60～64歳	105	117
65～69歳	133	129
70～74歳	95	122
75～79歳	76	124
80～84歳	75	97
85～89歳	46	88
90～94歳	15	70
95～99歳	6	14
100歳以上	1	3

神林地区（H29.10）

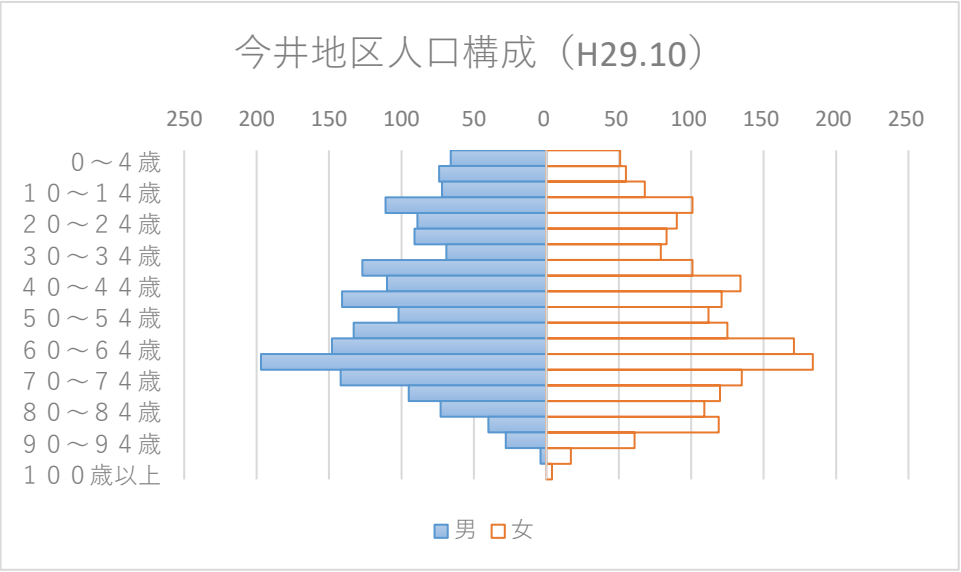
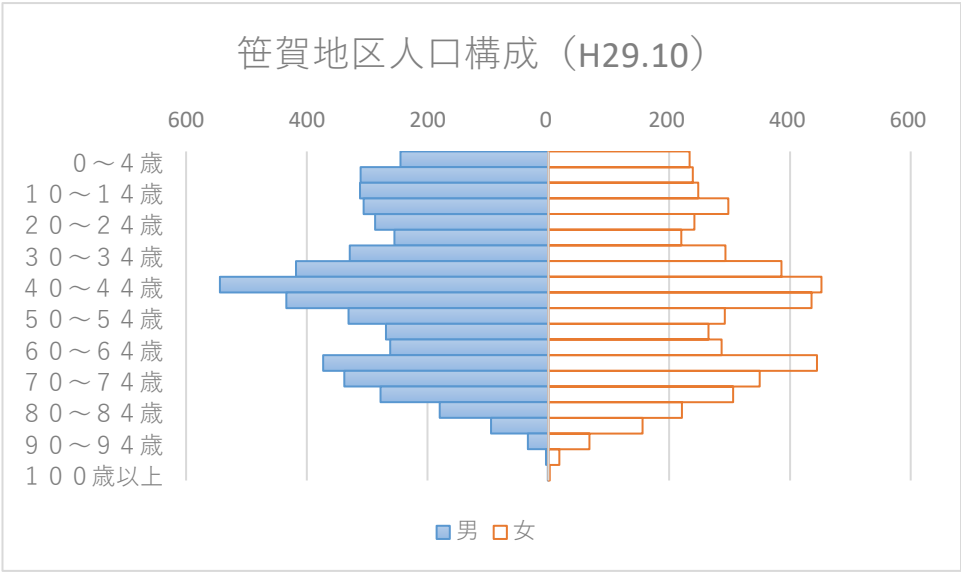
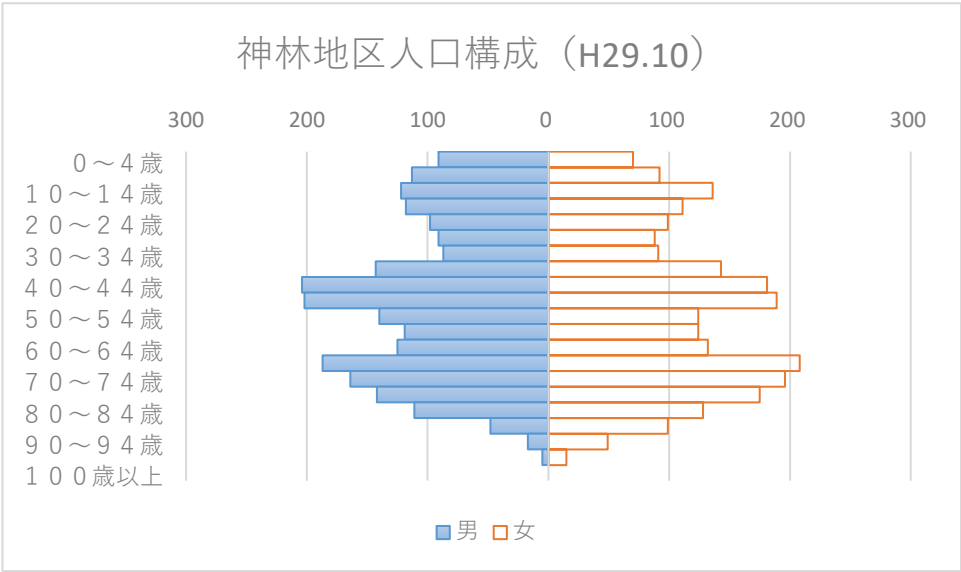
年齢	男	女
0～4歳	91	70
5～9歳	113	92
10～14歳	122	136
15～19歳	118	111
20～24歳	98	99
25～29歳	91	88
30～34歳	87	91
35～39歳	143	143
40～44歳	204	181
45～49歳	202	189
50～54歳	140	124
55～59歳	119	124
60～64歳	125	132
65～69歳	187	208
70～74歳	164	196
75～79歳	142	175
80～84歳	111	128
85～89歳	48	99
90～94歳	17	49
95～99歳	5	15
100歳以上	0	0

笹賀地区（H29.10）

年齢	男	女
0～4歳	245	234
5～9歳	311	239
10～14歳	312	248
15～19歳	306	298
20～24歳	287	242
25～29歳	255	220
30～34歳	329	293
35～39歳	418	386
40～44歳	544	452
45～49歳	434	436
50～54歳	331	292
55～59歳	269	265
60～64歳	262	287
65～69歳	373	445
70～74歳	338	350
75～79歳	278	306
80～84歳	180	221
85～89歳	95	156
90～94歳	34	68
95～99歳	4	18
100歳以上	1	2

今井地区（H29.10）

年齢	男	女
0～4歳	66	51
5～9歳	74	55
10～14歳	72	68
15～19歳	111	101
20～24歳	89	90
25～29歳	91	83
30～34歳	69	79
35～39歳	127	101
40～44歳	110	134
45～49歳	141	121
50～54歳	102	112
55～59歳	133	125
60～64歳	148	171
65～69歳	197	184
70～74歳	142	135
75～79歳	95	120
80～84歳	73	109
85～89歳	40	119
90～94歳	28	61
95～99歳	4	17
100歳以上	0	4



2 地域の見守り体制づくり・相談窓口の充実

見守り体制構築の必要性は感じているものの、具体的な取組みに結び付けることができない理由として、地区からは「見守りをする担い手の問題」や「個人情報保護という課題が壁となっている」、「夜間や休日は行政機関等の相談窓口がなくて困る」といった声が挙がりました。そこで、日常時の見守り体制づくりに向けた検討を行いました。

◇目標達成に向けた仮説

※あくまでも仮説であり、地区によって行動デザインは異なります。

資源

災害時等要援護者登録制度、各種相談窓口などの制度と、地域での活動をどのように結び付けるのか、ということがポイントになります。



活動

地域の中に困りごとを抱えている人がどのくらいいるのか、どのような困りごとなのか、まずは調査によって把握し、関係職員の中で戦略を練ります。



見守り体制の構築のために、まずは住民の当事者意識を高めることが必要です。当事者とのかかわりや、学ぶ機会を通して、一人ひとりの困りごとを自分のこととして考えることができ、支えあい意識の向上が進みます。



意識が少しずつ高まりを見せてきたら、タイミングを逃さずに話しあいの場を設けます。そこで課題の共有や、解決に向けた取組みについて検討をします。



話しあいにより、次の三つの活動の実施を検討します。

- (1) 隣組などの小さな単位での活動の活性化や町会でのサロン活動などによって、顔の見える関係づくりを進めます。
- (2) 見守り活動を行う実行部隊として、人材の育成や組織化を進めます。
- (3) NPO や企業など、様々な地域資源との連携を進めます。



結果

話しあいにより地区の中で情報の集まる拠点をどこにするか決め、関係者に周知するとともに、機能させることで仕組みづくりを行います。

町会・隣組単位での見守りリスト、マップづくりを行います。



成果

人材育成や、見守りマップにより町会・隣組単位での見守り活動を行うことができます。

地域の中に情報の集まる分かりやすい拠点があることで、もれることなく困りごとや相談ごとをつなぐことができます。

```

graph TD
    1[① 困りごとの把握  
・ 地区ごと困りごとの傾向、要望、数等について、専門職や関係職員が調査] --> 2[② 当事者との出会い  
・ 一人ひとりの困りごとを語る場  
・ 講演会への参加  
・ 福祉施設との交流  
・ 敬老会、会食会]
    1 --> 4[④ 話しあいの場  
・ 課題の共有  
・ 情報提供、共有  
・ 課題解決に向けた具体的な学習  
・ 地域ケア会議開催]
    2 --> 3[③ 学ぶ機会  
・ 認知症サポーター養成講座  
・ ボランティア講座  
・ 人権学習  
・ 個人情報に関する学習]
    3 --> 4
    4 --> 5[⑤ 町会・隣組単位での活動  
・ 隣近所の声掛け、回覧板、挨拶等の活動の活性化]
    4 --> 6[⑥ サロン活動  
・ 通いの場、居場所づくり  
・ 気軽に困りごとを話せる場  
・ 情報の発信と課題の把握]
    5 --> 12[⑫ 見守りマップづくり  
・ 町会ごと安心台帳、要援護者名簿の作成  
・ 町会ごと見守りマップの作成]
    6 --> 7[⑦ 人材の養成  
・ 見守り活動のための人材育成  
・ 民生委員・児童委員の活動をサポートする人  
・ お助け隊の結成検討  
・ 子どもが見守る、子どもを見守る仕組み]
    7 --> 8[⑧ 話しあい  
・ 情報集積の場づくりに向けて]
    8 --> 10[⑩ 情報の集まる場  
・ 地区の中の情報が集まる場の設定  
・ 必要な専門機関への情報提供]
    9[⑨ 地域資源との連携  
・ 牛乳宅配、新聞配達等との見守り協定の締結  
・ 相談窓口として、地元の薬局等との連携] --> 11[⑪ 医療・介護分野との連携  
・ ICT事業連携等]
    10 --> 11
    10 --> 12
    11 --> 12
    12 --> 13[町会ごとに見守り活動]
    12 --> 14[分かりやすい相談窓口 つなぐ仕組み]
    
```

図1 地域ケア会議の活動の展開

① 困りごとの把握

- 地区ごと困りごとの傾向、要望、数等について、専門職や関係職員が調査

② 当事者との出会い

- 一人ひとりの困りごとを語る場
- 講演会への参加
- 福祉施設との交流
- 敬老会、会食会

③ 学ぶ機会

- 認知症サポーター養成講座
- ボランティア講座
- 人権学習
- 個人情報に関する学習

④ 話しあいの場

- 課題の共有
- 情報提供、共有
- 課題解決に向けた具体的な学習
- 地域ケア会議開催

⑤ 町会・隣組単位での活動

- 隣近所の声掛け、回覧板、挨拶等の活動の活性化

⑥ サロン活動

- 通いの場、居場所づくり
- 気軽に困りごとを話せる場
- 情報の発信と課題の把握

⑦ 人材の養成

- 見守り活動のための人材育成
- 民生委員・児童委員の活動をサポートする人
- お助け隊の結成検討
- 子どもが見守る、子どもを見守る仕組み

⑧ 話しあい

- 情報集積の場づくりに向けて

⑨ 地域資源との連携

- 牛乳宅配、新聞配達等との見守り協定の締結
- 相談窓口として、地元の薬局等との連携

⑩ 情報の集まる場

- 地区の中の情報が集まる場の設定
- 必要な専門機関への情報提供

⑪ 医療・介護分野との連携

- ICT事業連携等

⑫ 見守りマップづくり

- 町会ごと安心台帳、要援護者名簿の作成
- 町会ごと見守りマップの作成

成果

- 町会ごとに見守り活動
- 分かりやすい相談窓口 つなぐ仕組み

◇チェックリスト

行動デザインを見ながら、自分の地区の取組みをチェックしてみましょう。

※番号は前ページの「行動デザイン」と連動したものです。

取組み	エリア	主体	資源	取組開始時期	現状 チェック	H32年 チェック
①困りごとの把握をしていますか。	地区	専門職	情報	1年目 →		
②困りごとを抱えた当事者の思いを知るための、出会いの場づくりができていますか。	地区	福祉ひろば・市社協		1年目 →		
③自分も何かしたい、という住民の意欲を活動につなげるための学習の場がありますか。	地区	公民館・福祉ひろば・市社協		1年目 →		
③個人情報保護について学習と合意形成の場づくりをしていますか。	地区	市社協		2年目 →		
④困りごとや情報の共有、見守り体制構築に向けた話しあいの場を設けていますか。	地区	地域づくりセンター・市社協		2年目 →		
	町会	町会役員・市社協		2年目 →		
⑤見守りは小さな単位での活動が基本です。ご近所での顔の見える関係づくりを活性化していますか。	町会・隣組	町会役員		2年目 →		
⑥身近なところで「困っている」という声を発しやすい場づくりをしていますか。	町会	町会役員・市社協	ひろば事業、社協サロン補助金	2年目 →		
⑦見守りをする実行部隊の育成をしていますか。	町会・地区	市社協・福祉ひろば		3年目 →		
⑦必要に応じて、人的資源の組織化を進めていますか。	地区	地域づくりセンター・市社協		3年目 →		

取組み	エリア	主体	資源	取組開始時期	現状 チェック	H32年 チェック
⑧話しあいの場を設けて、情報の集まる拠点について、地区内の合意形成を行っていますか。	地区	地域づくりセンター	ひろば	3年目 →		
⑨地域の企業や薬局など、見守りにおける連携が図れそうな地域資源を見つけていますか。	広域・全市	市	見守り協定、専門機関	2年目 →		
⑩⑪情報の集まる場づくりを行い、困りごと情報を専門機関につなげる仕組みができていますか。	地区・町会	市・地域づくりセンター		4年目 →		
⑫町会、隣組単位で見守りマップをつくっていますか。	地区・町会	町会役員・市社協	要援護者登録制度、見守り安心ネットワーク	5年目 →		

◇市の取組施策

「見守り体制づくり・窓口の充実」に関する市・市社協の施策をまとめたものです。活用・連携が図れるものなど、地区の取組みの参考にしてください。その他の施策は資料編にまとめてあります。

施策・事業名（担当課）	エリア	主体	資源
自主防災組織の活性化（災害時要援護者への支援）（危機管理課）	町会・地区	町会（自主防災組織）	自主防災組織防災活動支援補助金、出前講座・市民防災研修会
災害時等要援護者登録制度（福祉計画課）	地区・町会・隣組	市	地域支援者
高齢者安否確認協力事業（高齢福祉課）	市・地区	市	新聞、宅配弁当、牛乳配達、コンビニエンスストア他
外国人相談窓口の充実（人権・男女共生課）	市・地区	多文化共生プラザ	コーディネーター
障害者相談窓口の充実（障害福祉課）	市	市・団体・事業所	相談支援事業所
気づき見守る地域（自殺予防）（健康づくり課）	町会・地区	松本市自殺予防対策推進協議会	町会長、民生児童委員 健康づくり推進員 等

施策・事業名（担当課）	エリア	主体	資源
認知症思いやり相談会の開催 （高齢福祉課）	市	市、専門医	認知症サポート医、認知症地域支援推進員
こんにちは赤ちゃん事業 （こども福祉課）	市・ 地区	市	民生委員・主任児童委員 市保健師
ふれあいいきいきサロン事業 （社協 地域福祉課）	町会	町会	町会役員、ボランティア、健康づくり推進員、町内公民館
見守り安心ネットワーク活動 （社協 地域福祉課）	市	市社協	町会役員、ボランティア、子ども見守り隊、訪問給食 他

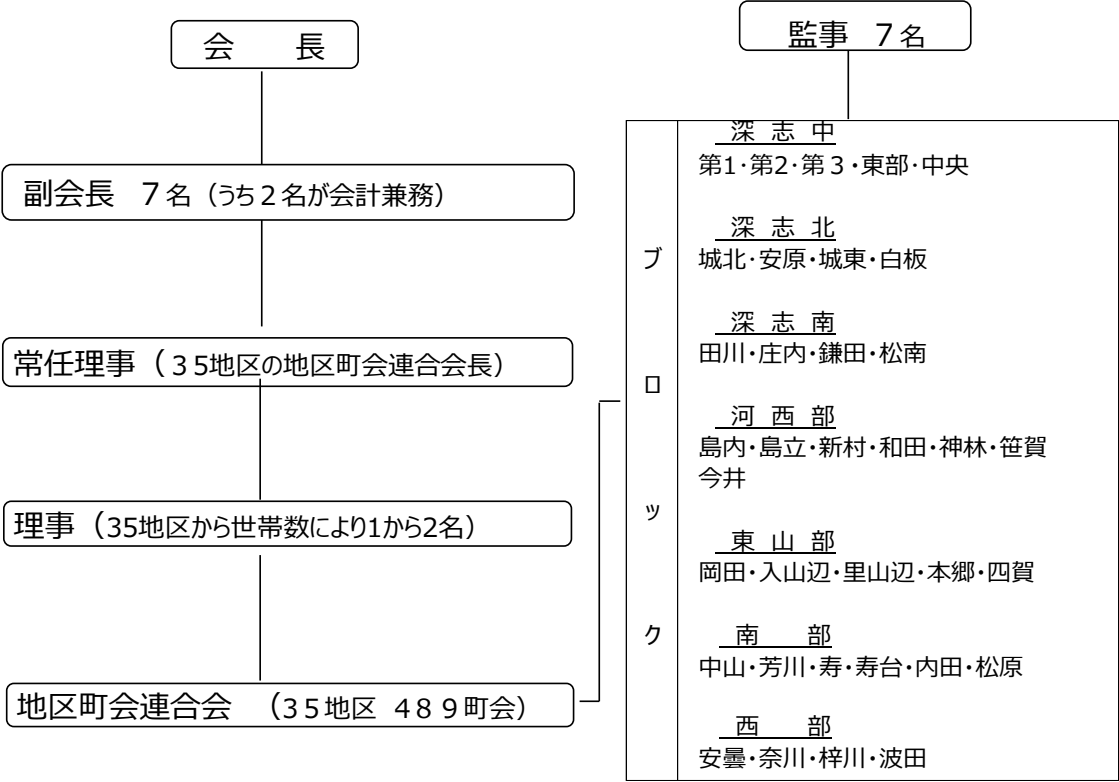
地域活動の担い手不足

- ・ 町会組織図
- ・ 町会運営等実態調査の概要
（町会連合会によるアンケート）
- ・ 「地域活動の担い手づくり」に向けた行動デザイン
ほか

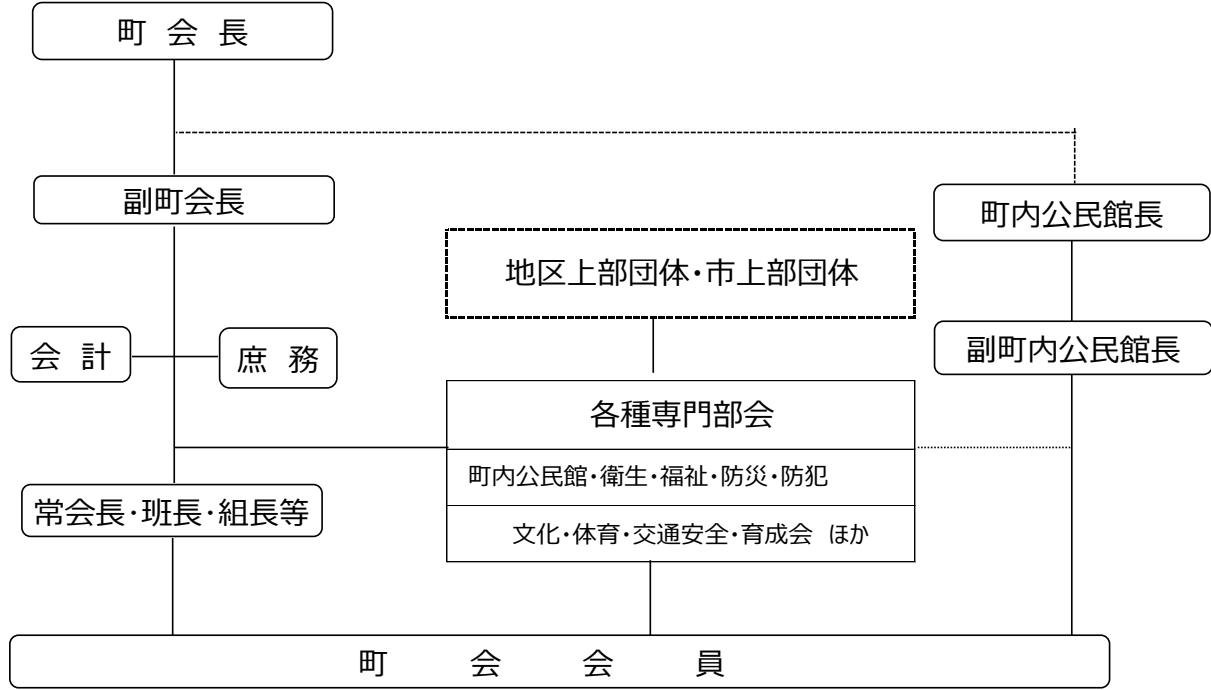
第3期松本市地域福祉計画・地域福祉動計画（平成28年度～平成32年度）より

町会組織図

松本市町会連合会



一般的な単位町会組織 例



町会運営等実態調査結果の概要

町会運営等実態調査は、町会運営・活動等の実態や町会が抱えている課題、課題解決に向けた取組みなどを把握し、町会運営の参考となる取組みの事例を収集し、よりよい町会運営を行っていくために実施しました。

調査をお願いした全４９１町会中４６３町会から回答の提出がありました。

ご協力ありがとうございました。

調査結果の概要をまとめましたので参考にしてください。

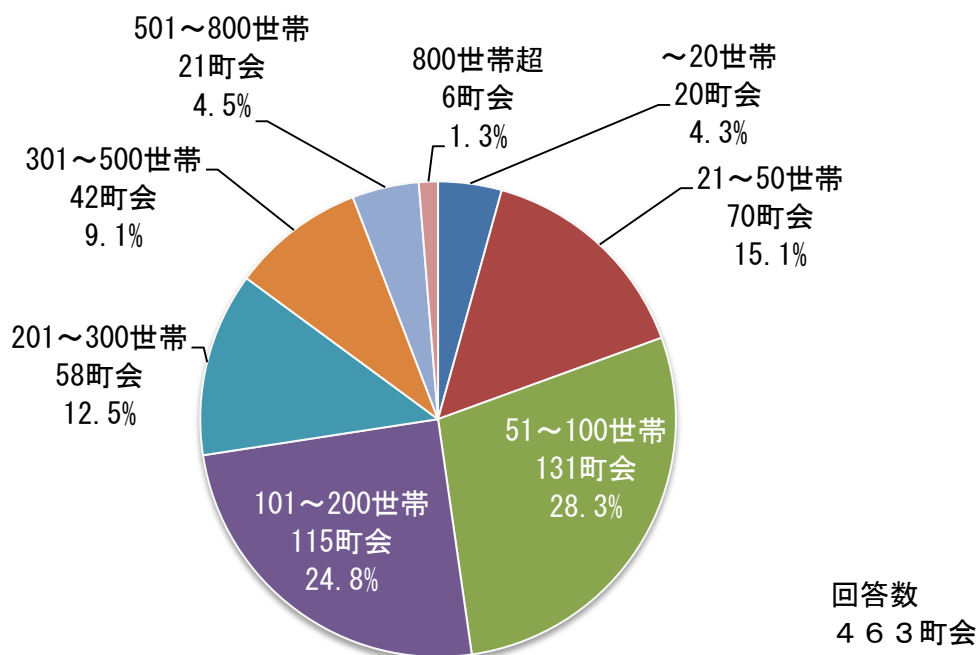
今後、詳細を検討し、市とともによりよい町会運営に向けて取り組んでいくものです。

<調査の概要>

- | | |
|--------|-----------------------|
| 1 調査期間 | 平成２７年１２月から１か月間 |
| 2 調査対象 | 全４９１町会の町会長 |
| 3 調査方法 | 調査票の郵送による配布 |
| 4 調査項目 | 町会の概要、町会運営や活動、町会長の職務等 |
| 5 回答数 | ４６３町会（回答率 94.3%） |

I 町会の概要について

問 1 町会ごと加入世帯数の状況



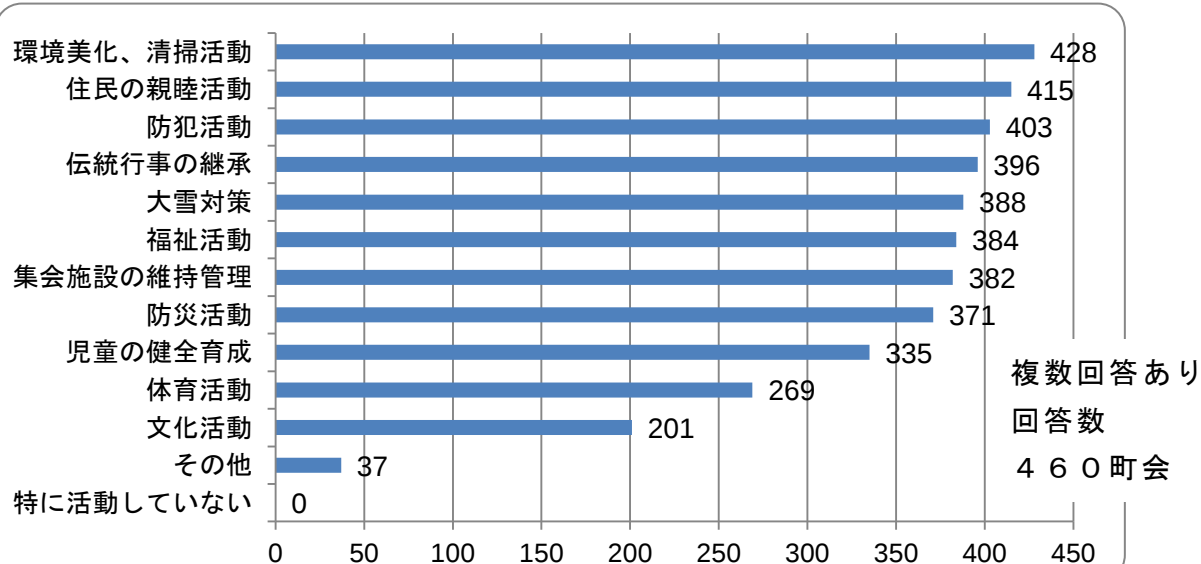
問 2 町会の規約（会則）の有無

区 分	規約あり	規約なし	回答数合計
町会数	422	32	454
割 合	(93.0%)	(7.0%)	(100%)

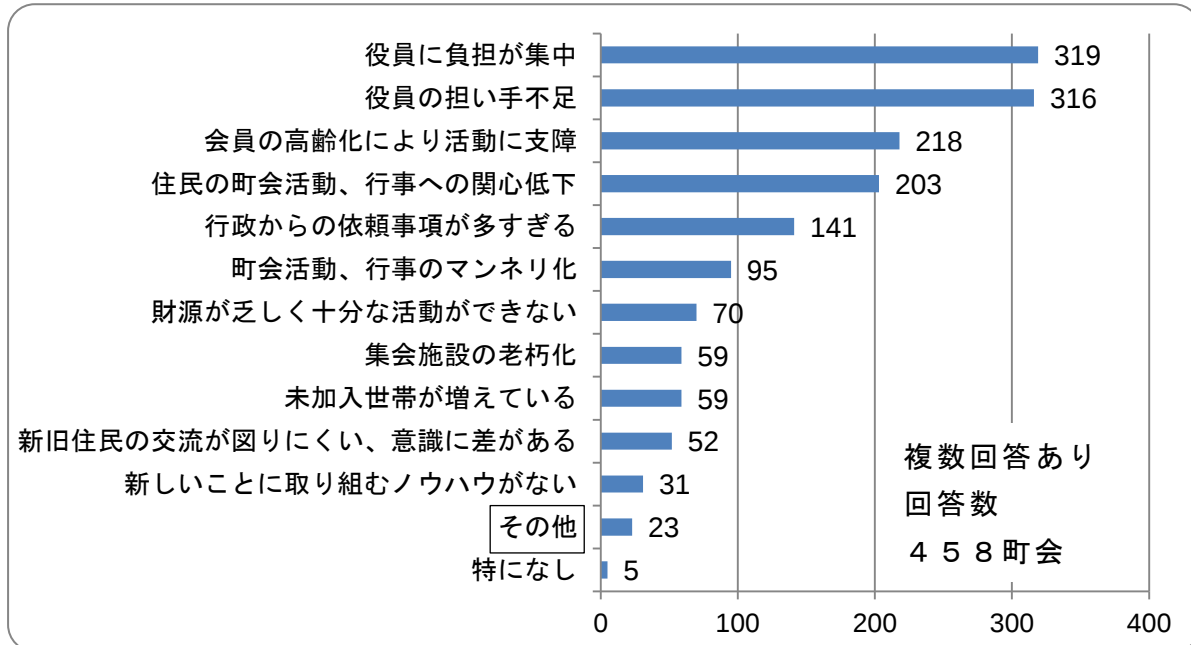
問 3 ~ 問 5 (略)

II 町会の運営・活動について

問 6 町会で行っている活動



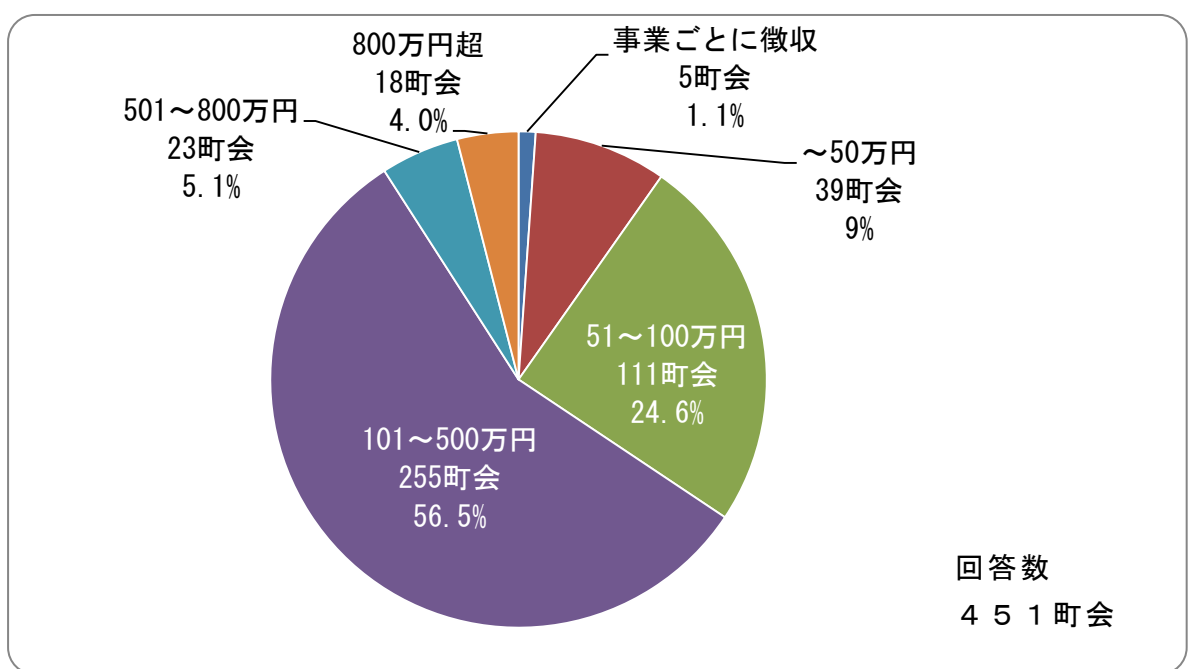
問 7 町会を運営・活動するうえでの課題



(「その他」の内容 (一部))

- ・町会住民の交流拠点となる公民館がない。
- ・町会として必要性を感じないが市の都合で設けている役職がある。
- ・高齢化などによる世帯数の減少 ・隣近所の付き合いの希薄化
- ・個人情報保護が障害となり、隣近所の状況が分かりにくい。
- ・空き家の増加 ・世帯数減少による財源への影響
- ・事業や予算の見直しの必要性 ・世代間交流の欠如

問 8 町会の活動費の総額



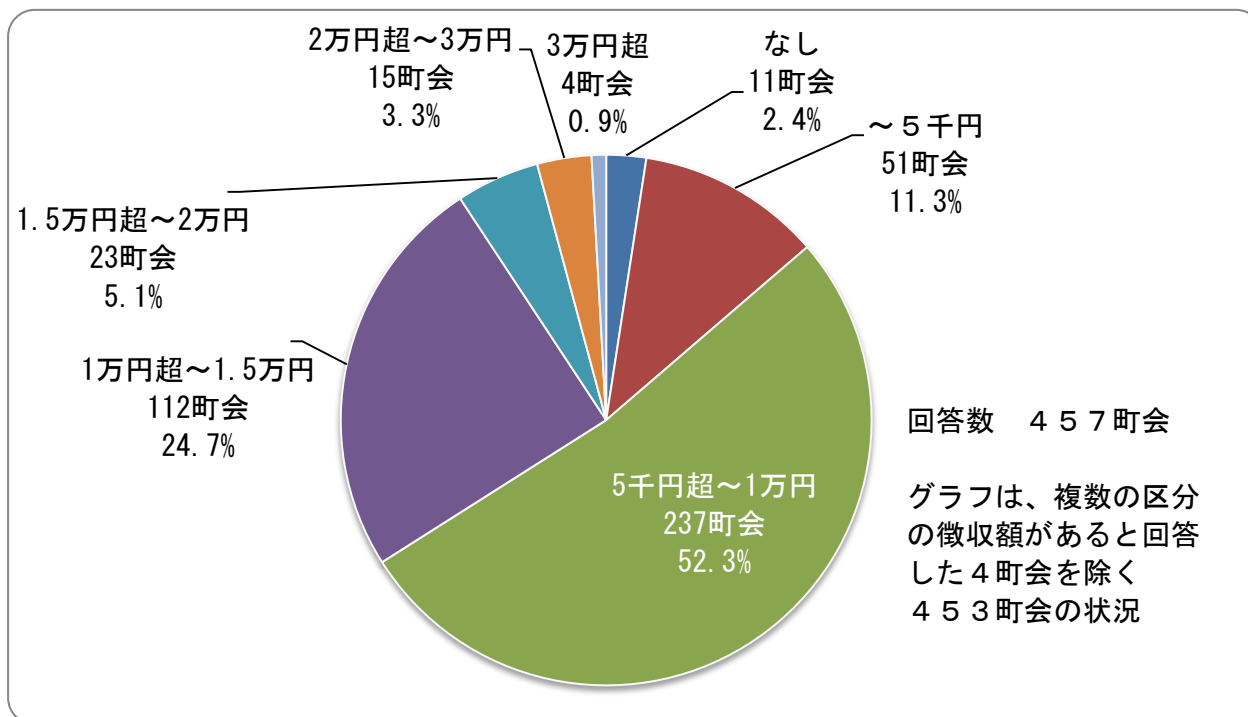
問 9 (略)

問 1 0 町会会報の発行状況

区 分	発行あり	発行なし	回答合計
町会数	1 8 6	2 2 4	4 1 0
割 合	(4 5 . 4 %)	(5 4 . 6 %)	(1 0 0 %)

問 1 1 (略)

問 1 2 一般世帯の町会費の年額



問 1 3 世帯の状況などに応じた町会費の減免の有無

区 分	減免あり	減免なし	回答合計
町会数	1 9 8	2 4 5	4 4 3
割 合	(4 4 . 7 %)	(5 5 . 3 %)	(1 0 0 %)

問 1 4 町会費の減免がある場合の内容

(一部)

○住居の形態による

- ・マンション、アパート住民 (減免割合 2割～8割など)
- ・借家住民 (減免割合 1割～7割など)

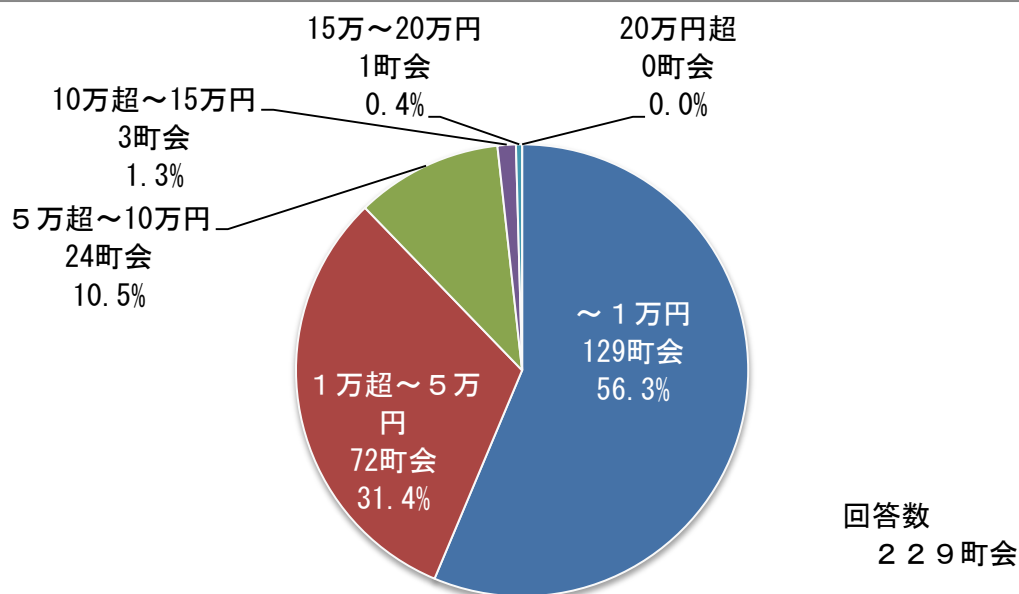
○世帯の状況による

- ・一人暮らし高齢者 (減免割合 全額～4割など)
- ・学生 (減免割合 全額～5割など)
- ・単身赴任者 (減免割合 5割など)
- ・生活困窮者、障害者、一人親世帯等 (減免割合 全額～5割など)

問 1 5 町会加入時の入会金の有無

区 分	入会金あり	入会金なし	回答合計
町会数	2 3 7	2 2 4	4 6 1
割 合	(5 1 . 4 %)	(4 8 . 6 %)	(1 0 0 %)

問 1 6 入会金の金額等



<納入方法>

- ・ 1万円以下の町会では、一括払いが多数
- ・ 1万円超の町会では、分割払いとの選択制にしている町会もある。

<入会金の用途>

- ・ 1万円以下の町会では、町会運営費との回答が多数
- ・ 1万円超の町会では、町会運営費の他公民館関係（建設、維持など）費用が多い。

問 1 7 世帯状況などに応じた入会金の減免の有無

区 分	減免あり	減免なし	回答合計
町会数	7 2	1 6 2	2 3 4
割 合	(3 0 . 8 %)	(6 9 . 2 %)	(1 0 0 %)

問 1 8 入会金の減免がある場合の内容

（一部）

○住居の形態による

- ・ マンション、アパート住民 （減免割合 全額～5割など）
- ・ 借家住民 （減免割合 全額～5割など）

○世帯の状況による

- ・ 一人暮らし高齢者 （減免割合 全額～4割など）
- ・ 学生 （減免割合 全額～5割など）

問 1 9 出不足金の徴収の有無

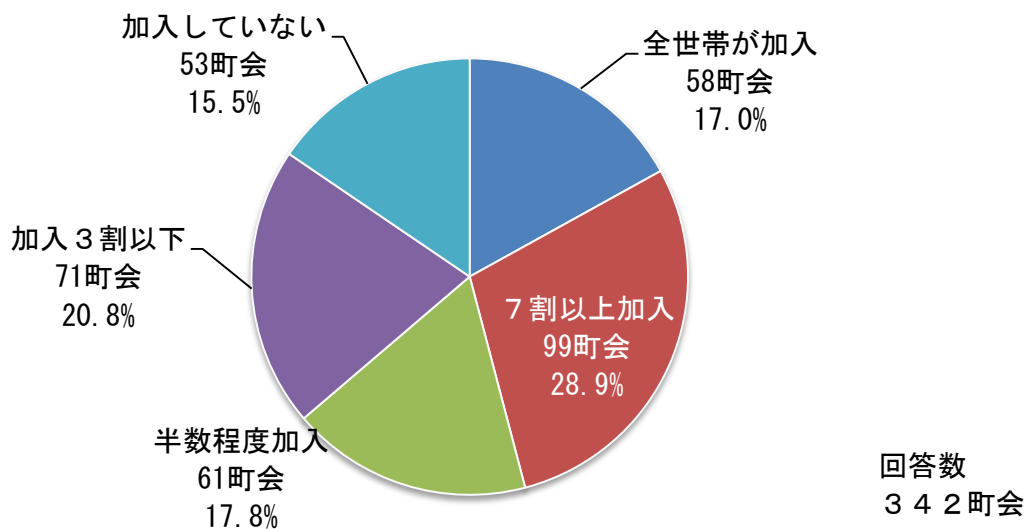
区 分	徴収している	徴収していない	回答合計
町会数	1 6 3	2 9 8	4 6 1
割 合	(3 5 . 4 %)	(6 4 . 6 %)	(1 0 0 %)

問 2 0 出不足金の徴収の内容

(一部)

- ・ 清掃活動 (500～3,500 円／回など)
- ・ 雪かき (500 円／回など)
- ・ 町会会議、常会会議 (200～1,000 円／回)
- ・ 夜警 (1,000 円／回など)
- ・ 道普請 (1,500～3,500 円／回など)
- ・ 防護柵整備 (1,500 円／回など)
- ・ お祭りなど行事 (500～2,000 円／日など)

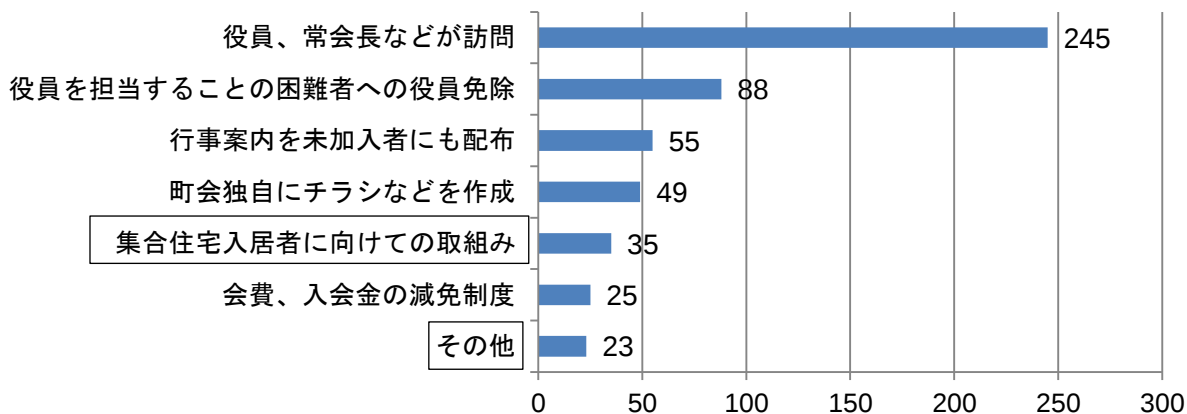
問 2 1 集合住宅入居者の加入状況



問 2 2 町会への加入促進のために取り組んでいること

区 分	取組みあり	特に取組みなし	回答合計
町会数	3 0 1	1 3 2	4 3 3
割 合	(6 9 . 5 %)	(3 0 . 5 %)	(1 0 0 %)

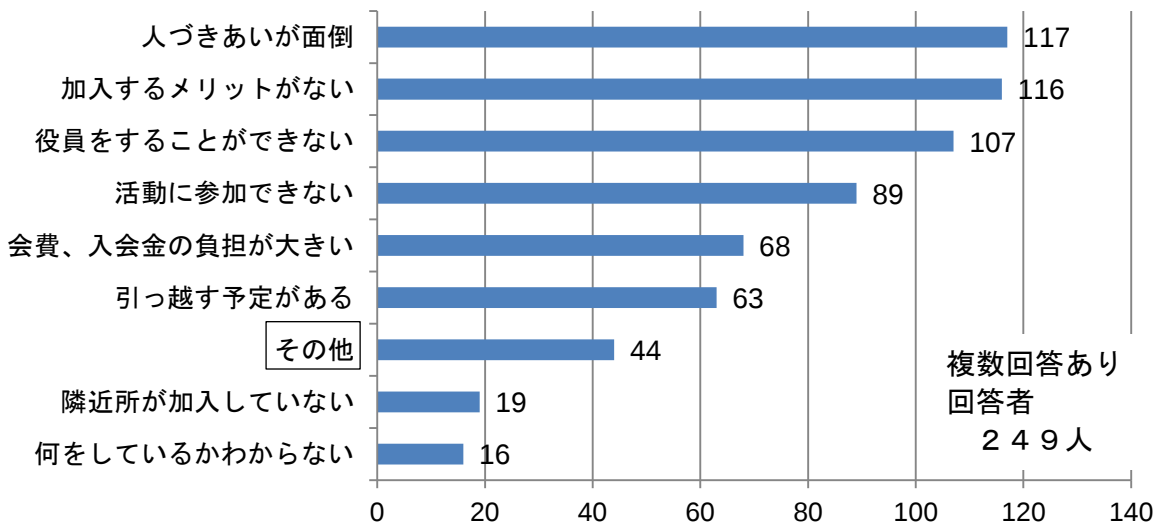
< 取組内容 >



(集合住宅入居者に向けての取組み、その他の内容 (一部))

- ・集合住宅所有者、管理会社との協力体制をとる。
- ・入居者への役員、当番、作業、募金等の免除
- ・町会入会祝金の創設 (5,000 円)
- ・マンション管理組合との連携
- ・小・中 P T A、子ども会育成会を通じた働きかけ
- ・町会の行事のお知らせを配布
- ・ゴミステーション管理に関する説明と協力依頼
- ・台帳の提出による居住者意識の醸成
- ・状況に応じ賛助会員への加入を促進

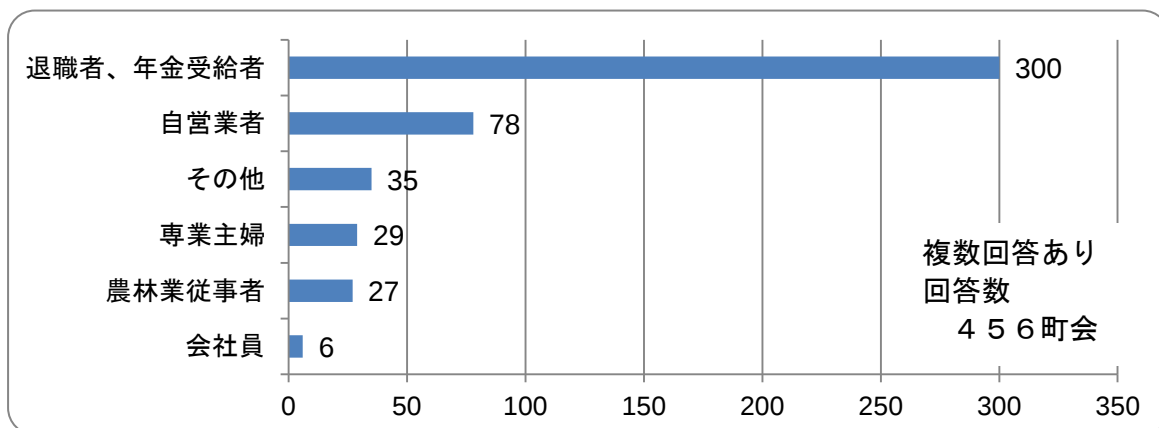
問 2 3 町会に加入していない理由として聞いていること



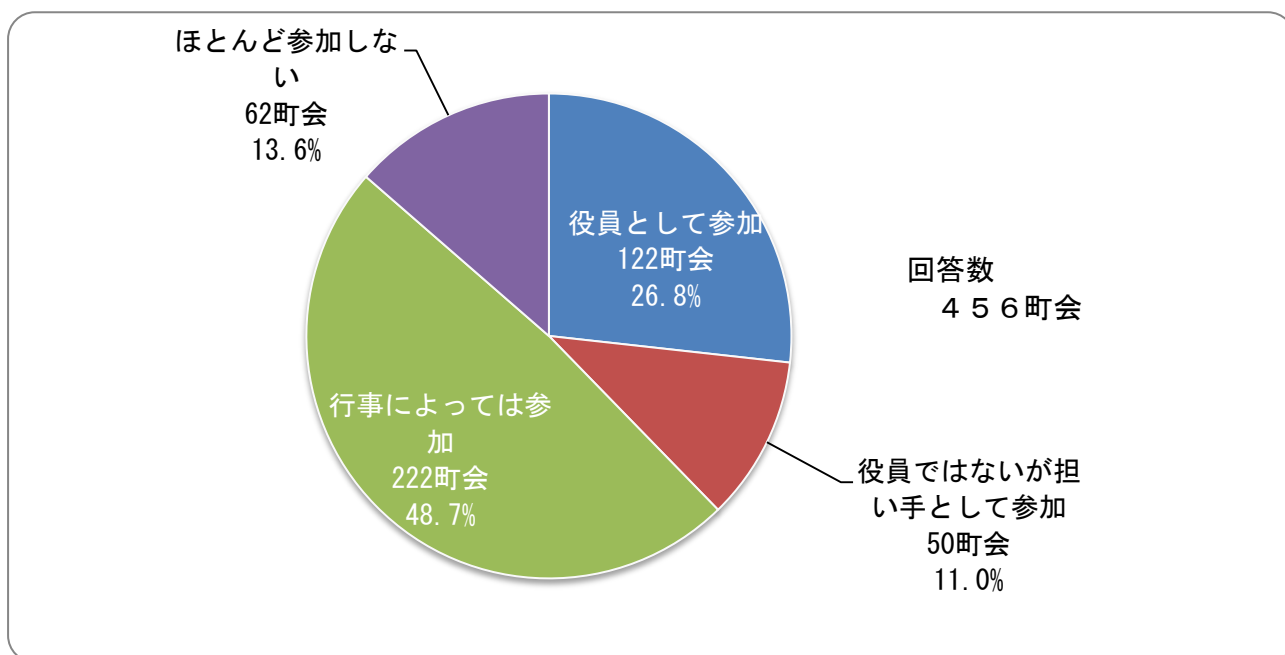
(その他)の内容 (一部))

- ・ごみを個人又はアパート等で独自に処理できる。
- ・集合住宅の大家、管理会社の理解がない。
- ・町会費を払いたくない。 ・入会金に抵抗がある。
- ・町会に入らなくても良いと言われている。
- ・外国人の場合加入に理解されない。 ・ふだん留守にしている。

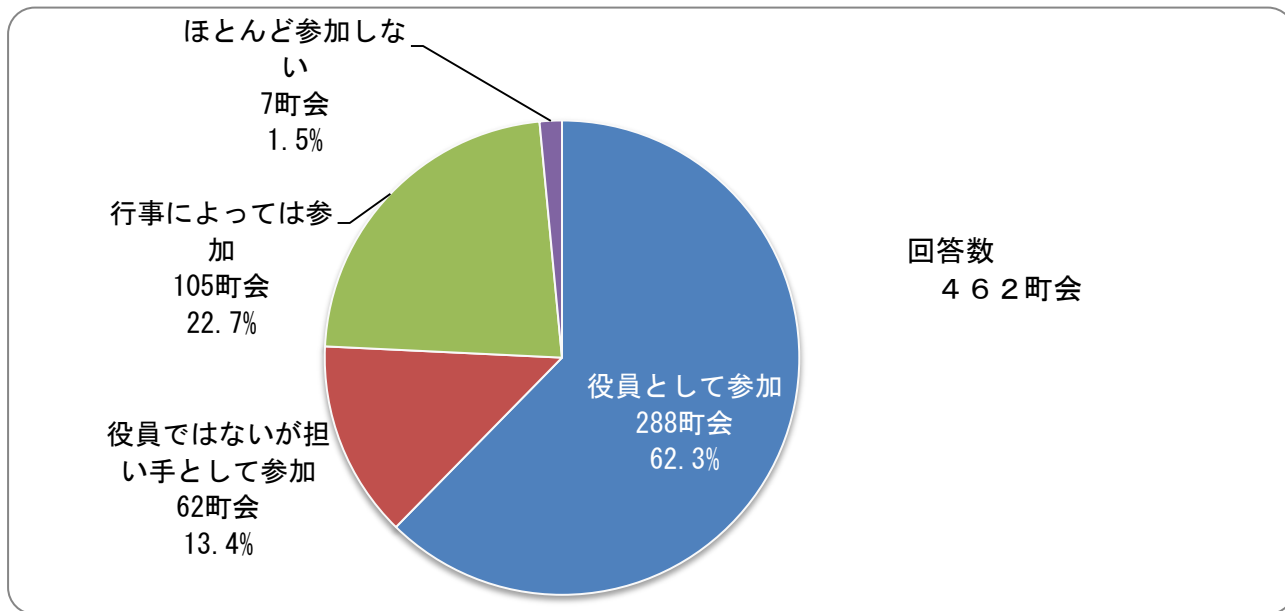
問 2 4 町会活動の中心を担っている人



問 2 5 町会活動への若い世代（40代以下）の参加状況



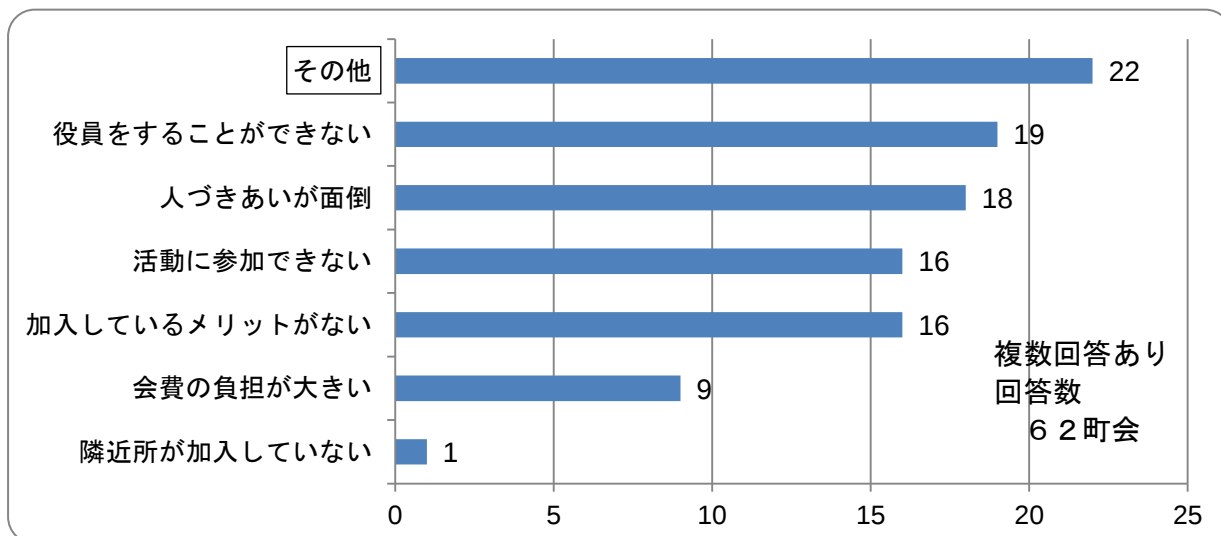
問 2 6 町会活動への女性の参加状況



問 2 7 この 1 年間で退会した会員の有無

区 分	退会者あり	退会者なし	回答合計
町会数	6 7	3 9 1	4 5 8
割 合	(1 4 . 6 %)	(8 5 . 4 %)	(1 0 0 %)

問 2 8 退会者の退会理由



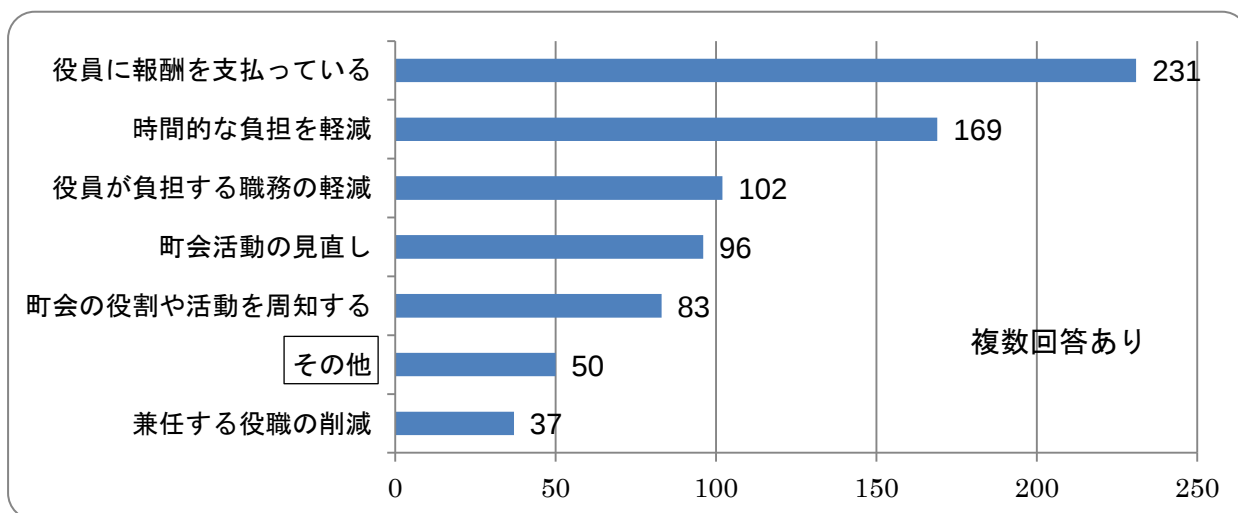
(「その他」の内容 (一部))

- ・健康でない一人暮らし高齢者であるため
- ・子どもがいない、小学校を卒業した等によりメリットがないため
- ・他人の世話にならなくても生活できるため
- ・ごみ等の処理が個人でできるため
- ・転勤世帯であるため

問 2 9 役員の成り手を確保するために工夫していること

区 分	あり	特になし	回答合計
町会数	3 6 9	8 8	4 5 7
割 合	(8 0 . 7 %)	(1 9 . 3 %)	(1 0 0 %)

< 取組内容 >



(その他の内容 (一部))

- ・役員任期の明確化 ・役員間の応援体制をとる。 ・順番制
- ・ボランティア活動の活性化による町会行事の簡素化
- ・会議開催日の工夫 ・年間予定を全戸配布し、予定を立てやすくする。
- ・町会行事への応援を頼み町会活動を知ってもらう。
- ・三役（町会長・副町会長・会計）人事の長期計画化
- ・町会行事等に青年会メンバーの参画を促進
- ・役員の定年制を採用（80 歳以下） ・役員候補者への早めの声かけ
- ・特定の役職について常会で持ち回り化
- ・作業の機械化等による負担軽減

問 3 0 大雪対策で取り組んでいること

(一部)

- ・一人暮らし高齢者等への除雪支援のためのボランティア組織の設置
- ・隣近所や民生・児童委員、町会有志による一人暮らし高齢者宅等への支援
- ・降雪 2 0 c m 以上の場合に町会として対策本部を設置
- ・町会での除雪機の購入、貸出し
- ・除雪機・トラック等を出して除雪に協力した人への礼金支出
- ・アパートの若者に除雪協力を依頼
- ・アパートを含め、除雪協力依頼の文書を配布
- ・融雪剤の町内公民館への配備、融雪剤の事前配布
- ・除雪マップを掲示板に掲示
- ・P T A との協力
- ・除雪を行う場合の降雪量、場所、担当のルール化

問 3 1 防災・減災対策で取り組んでいること

(一部)

- ・地区の防災訓練への参加
- ・防災訓練の実施（講習会、安否確認、放水、炊き出し、機器の整備使用方法など）
- ・防災機材、備蓄品の整備
- ・防犯協会によるパトロールの実施
- ・防災マップの作成、配布、見直しの実施
- ・ちらしを時折回覧。防災マップ、防災マニュアルの各戸配布
- ・高齢者一人ひとりに安否・見守り担当を決めて確認
- ・茶話会（隔月）の話題にして話している。
- ・食料、水、毛布、トイレの備えに力を入れている。
- ・地区の集合場所の確認と避難場への経路確認の実施
- ・町内事業者と協定を結ぶ、災害発生時に一時的に建物の利用を認めていただいた。

- ・緊急避難所の増設
- ・避難行動支援者対応組織図の作成と説明実施
- ・災害時支援台帳の作成（親族への連絡）
- ・町会独自の「災害時避難行動要支援者名簿（訓練用）」を作成し、全隣組長による安否確認訓練を実施
- ・地震に対し、日頃の備えをする講座を開催
- ・発電機、投光器の準備、水の備蓄
- ・高齢者宅を中心に避難袋を配布
- ・災害救援カードを全世帯作成し、カードにより安否確認シートを作成
- ・レクリエーション行事と一緒に防災訓練を実施
- ・障害者等の助け合い補助者の設置

問 3 2 町会で取り組んでいる助け合いの仕組み

（一部）

- ・敬老の日に家庭を訪問する。
- ・民生委員を中心に一人暮らし高齢者への声かけ
- ・2年に1回の個別の「動静調査」を行い、この調査票をもとに要援護者・要支援者を明確にしている。
- ・定期的に「茶話会」を実施
- ・担当を決め、一人暮らし高齢者に定期的に声かけ
- ・一人暮らしの方のゴミ出しのお手伝い、声かけ
- ・年2回一人暮らし高齢者に配食の実施
- ・会員の出生に対し祝金の創設（こんにちは赤ちゃんとともに支給 5000 円）
- ・高齢者自宅に定期的にお弁当配りをして声かけをしている。
- ・送迎ボランティア（高齢者）の活動に取り組んでいる。
- ・ふれあい会食会（70 歳以上）や、合同の敬老会
- ・弁当の配食と声掛け
- ・安心台帳による見守り支え合い
- ・福祉マップ作成による高齢者支援
- ・三世代交流会の実施
- ・町内「居酒屋」、「サロン」の実施
- ・隣同士の買い物手伝い
- ・農業を中心とした地域を守り、活性化する組織の立ち上げ
- ・「隣組リーダー」を置いて担当隣組内の日常の安否確認、声かけ

Ⅲ 町会長の職務等について

問 3 3 町会長の任期

区 分	1 年	2 年	その他	回答合計
町会数	4 4	4 0 0	1 8	4 6 2
割 合	(9 . 5 %)	(8 6 . 6 %)	(3 . 9 %)	(1 0 0 %)

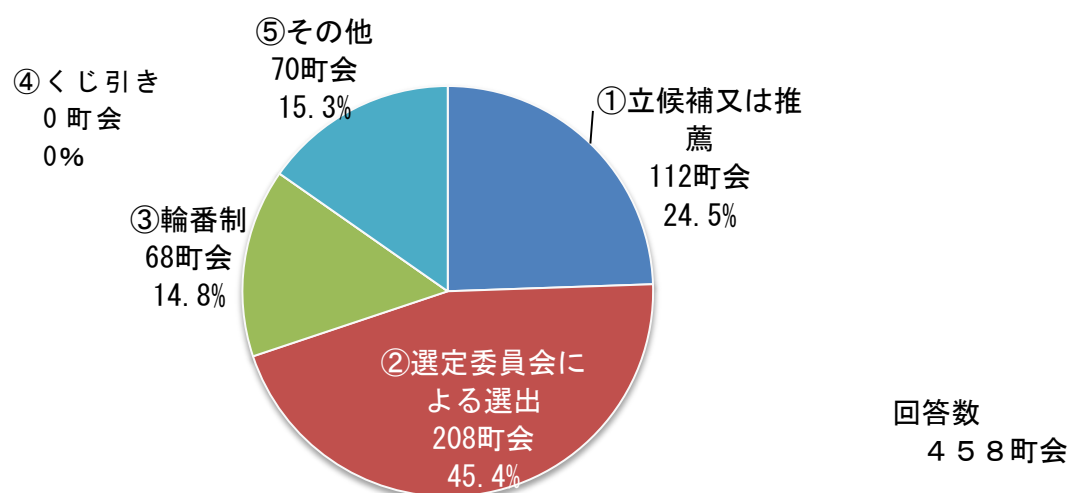
(その他の内容 (一部))

- ・ 7 5 歳まで
- ・ 1 0 年、6 年、4 ～ 6 年

問 3 4 町会長の再任の可否

区 分	再任できる	再任できない	回答合計
町会数	3 8 3	6 8	4 5 1
割 合	(8 4 . 9 %)	(1 5 . 1 %)	(1 0 0 %)

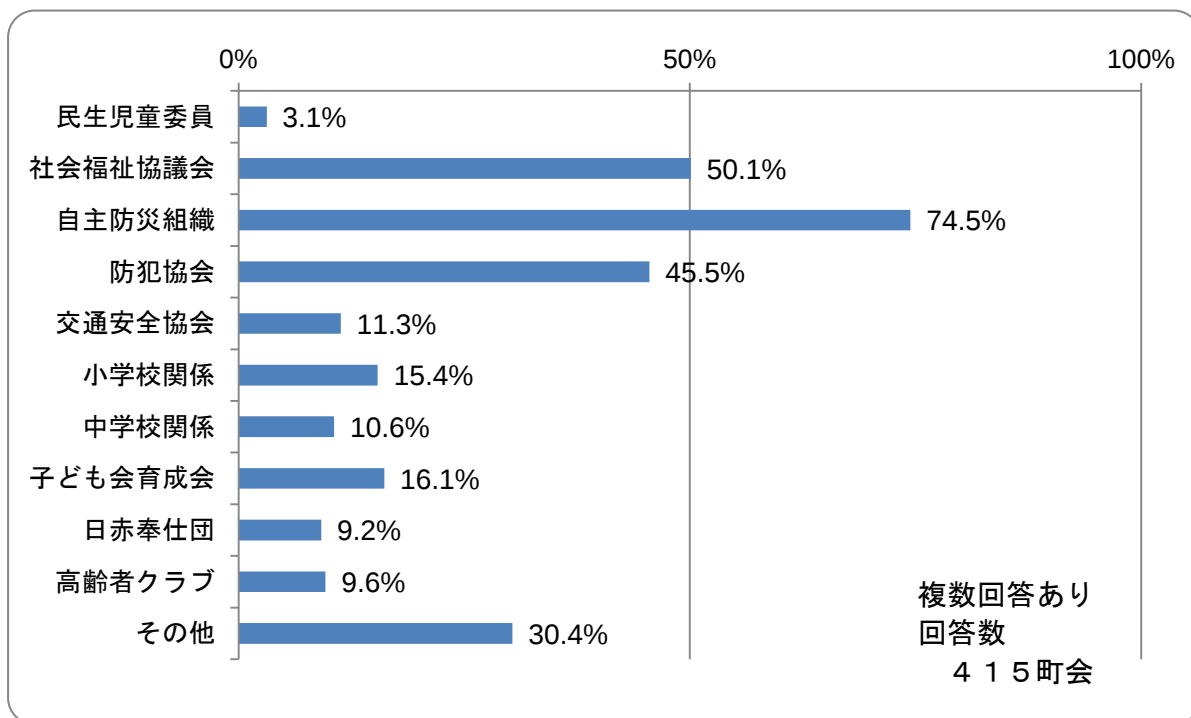
問 3 5 町会長の選出方法



(その他の内容 (一部))

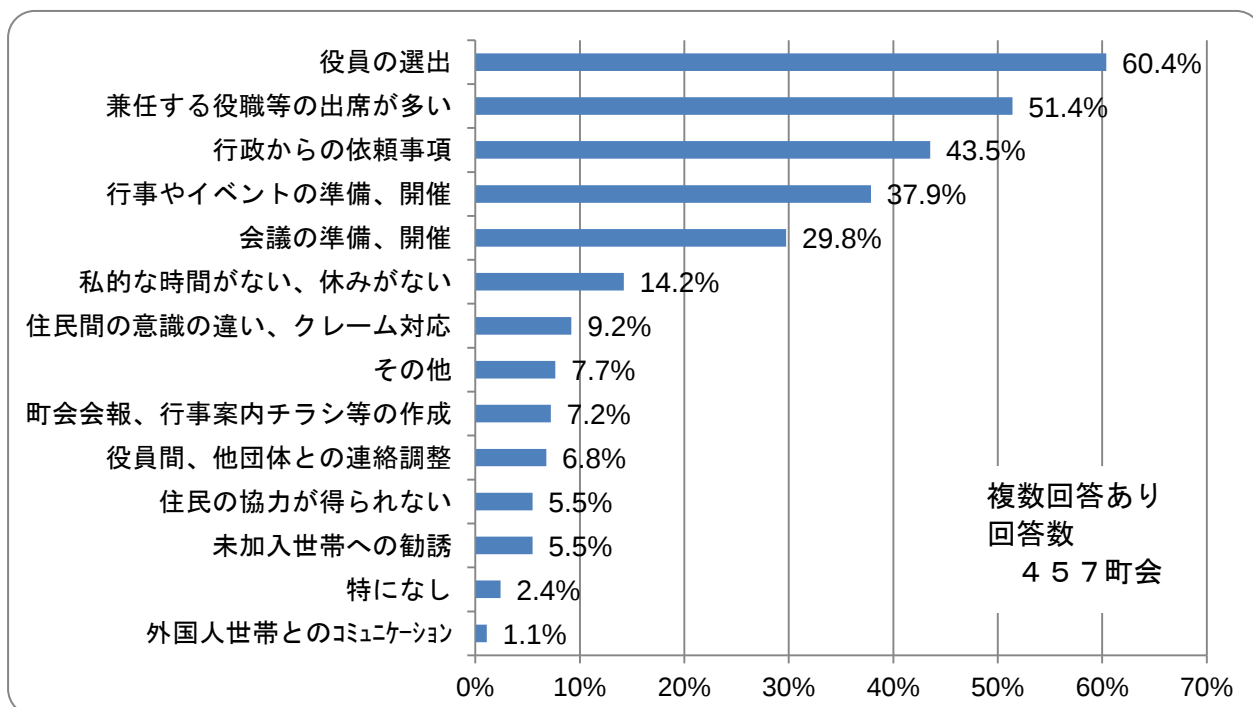
- ・ ①又は②、②又は③、③又は④
- ・ 役員会などでの話し合いによる選出
- ・ 現町会長が一人で次の方を選んでお願いします。
- ・ 前年度役員会の推薦

問 3 6 町会長職以外に兼任している役員、委員等



問 3 7 ・ 3 8 (略)

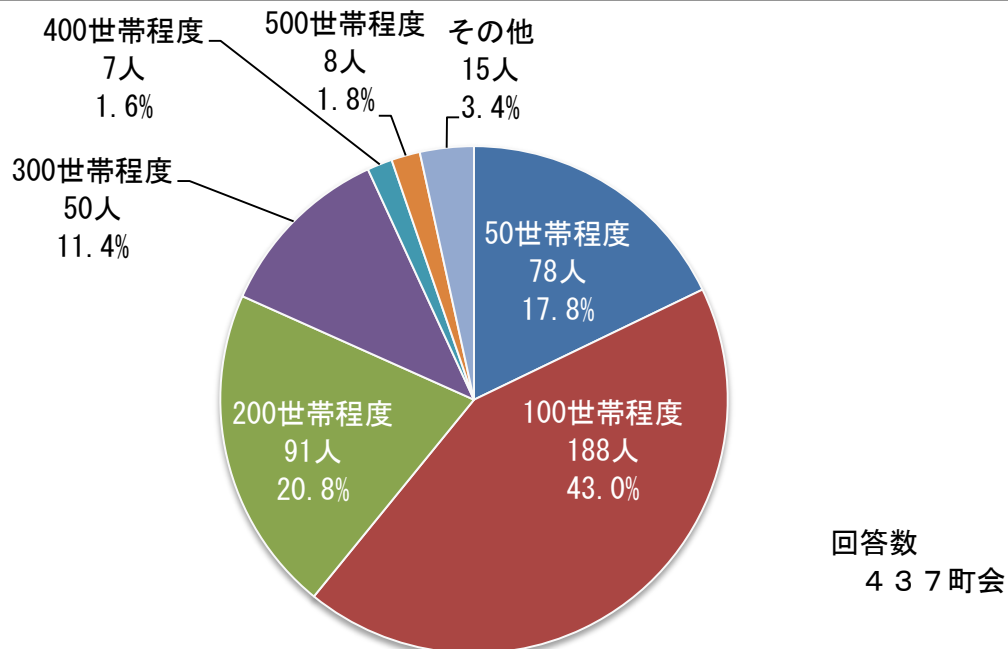
問 3 9 町会長が負担に感じていること



(その他の内容 (一部))

- ・ 地区連合会の会議等
- ・ 住民間の温度差
- ・ 広報まつもと等配布物の仕分け
- ・ 町会独自の課題対応
- ・ 全て町会長が絡むことになっており組織が活用されていない。
- ・ 対外的な会合動員
- ・ 補助金などの申請書の作成
- ・ イベントなどの参加者の人集め
- ・ 町会に対する責任

問 4 0 町会運営にあたり適正と思う世帯数



問 4 1 町会運営や活動に関する自由記述

(一部)

○これからの町会運営について

- ・町会の活性化どころか現状維持が困難。場合によっては町会の合併も必要
- ・町会の適正規模について検討していくことが必要
- ・町会費を負担に感じる世帯が出てきており、町会財源の確保が大きな課題
- ・高齢化が進んだ小規模町会では一部の高齢者が複数の役職を兼任しており、町会単位の活動が困難になっている。
- ・現役世代や自営業の人は忙しくて役員の職務を全うすることが困難
- ・活動困難な町会は隣接町会と連携し、例えば1人で2町会の役員を兼任してはどうか。(町会の合併でなく融合)
- ・連合会等の上部団体に対応する町会長と、町内行事等を担う自治会長を別に立てるとよい。
- ・配布物など市の依頼事項が多すぎる。町会を市の下請けと考えているのではないか。
- ・地域づくりセンターの開設により、地区活動が活発になってきたのはよいが、町会長の負担も増えている。元々なり手不足の状況の中、今後さらになり手がなくなるおそれがある。
- ・長年やっている者にだけ役員がまわってくるのはおかしい。
- ・役員と会員との情報の共有化の更なる推進
- ・誰もが役員を経験することによって、町会活動の内容をお互いが理解し、意識を高揚してもらう趣旨で会長以下他の役員の任期も1年とした。役員退任後は1年間相談役としてアドバイスし運営に支障がないようにしている。

- ・重複・類似事業の見直しや効率の良い事業運営が必要

○町会長の資質、やりがいについて

- ・町会長に必要な条件【能力】リーダーシップ、マネジメント能力、OA対応力、交渉力、育成指導力、先見性【資質】柔軟性、明朗、人間性、対応性、積極性、責任感【その他】ある程度長く住んでいる人（町会住民とのコミュニケーションの観点から）
- ・町会長は、他団体の会議出席の機会が多く多忙だが、反面、学ぶ機会や様々な人と交流する機会に恵まれ、ためになる役職だと思う。
- ・町会住民から様々な情報を得て改善できることは即実行している。言われたことに対応するうちに信頼関係が生まれ、風通しの良い、協力し合える町会になってきた。

○お祭り等について

- ・政教分離をあまり強調すると、「松本ぼんぼん」「あめ市」以外の祭はなくなってしまう。地区の祭りは「伝統文化芸能等の伝承活動」である。
- ・歴史・慣習などを踏まえると政教分離はなかなか困難。どの程度まで許されるのか。

○町会未加入者への対応について

- ・町会未加入者でも、ゴミステーションの当番をすれば利用を認めている常会があるが、これに対し一部の町会住民から「不公平だ。自分もゴミ当番をするから町会を脱会したい。」との声が出ている。
- ・町会に入らなくても困らない現状で、町会未加入者をどう扱えばよいか。町会に入る必要性（メリット等）が見つかればもっと町会が盛り上がる。

○町会運営・活動の工夫について

- ・町会活動に無関心な人が多く、これまで独自の行事はほとんど実施しなかったが、本年度初めて町会懇談会を開催した。これを機に人の和を広げていきたい。
- ・町会は多種多様な人がいるため、お互いが多少の我慢をして成り立つものであり、それにより一人では得られない便益を得られる。少しでも理解と協力を得るため「町会だより」を出している。
- ・役員の高齢化により河川清掃の継続が困難になってきたので、3,000円／回を支給し、全戸から希望者を募ることにした。
- ・町会ホームページを開設し、①町会だよりや回覧物等の情報、②福祉ひろば等の行事予定、③避難場所等を掲載している。
- ・安心・安全で住みやすい町会を目指し、「防災」や「地域の歴史」など、毎年テーマを決めて勉強会や住民提案型のパネルディスカッションを開催している。

- ・地域の歴史や現状の再認識から始め、地域の魅力の再発見を通じて将来像を描き、出された課題について意見交換している。
- ・社協の助成金を活用し、自由参加のお茶会を毎月1回実施した。今後、これに参加者の趣味（料理、ゲーム、体操等）を取り入れていきたい。
- ・町会がつくったのではなく自発的に生まれたサークル等の方が活発な住民参加活動になる。

○市への要望について

- ・年々行政からの依頼事項（役員の選出依頼）が増えていると感じる。できるだけ依頼事項を少なくするよう努力してもらいたい。
- ・市は、小規模で活動困難な町会にも公民館活動等を依頼することを見直してほしい。
- ・市からの報告提出依頼が多く地区会議も多い。活動交付金や手当を増額し、町会長の地位向上に努めてほしい。
- ・市は町会を「市の下部組織でなくパートナー」としているが、実際は下部組織のように扱っているように感じる。依頼事項を拒否する自由も持たせてほしい。
- ・長野県交通災害共済加入の取りまとめは、町会ではなく民間委託にできないか。※年度末は総会準備等で対応が困難
- ・市の補助事業や市に事務局を置く組織の活動に関わる印刷費は、無料としてほしい。
- ・町会未加入者に対するゴミ出しのルールを市でつくってほしい。
- ・松本市民は、いずれかの町会に属する旨を明確にしてほしい。
- ・町会費の減免分を、市で穴埋めする仕組みを検討してほしい。そうすれば、減免世帯に精神的負担を与えずに町会が維持できる。
- ・行政からの広報、回覧を将来的にはひとつにまとめた方が効率がいい。行政からの配りものが多すぎる。

1 地域の担い手づくり

多くの地区で共通して担い手不足が課題となっています。「町会役員の高齢化や担い手不足により、町会組織の維持・継続が困難である」といった声や、「“福祉は行政が行うもの”という意識からの脱却を図りたい」、「若い世代にも地域に関わってもらいたい」といった声が地区からも挙げられています。そこで、担い手づくりに向けた検討を行いました。

◇目標達成に向けた仮説

※あくまでも仮説であり、地区によって行動デザインは異なります。

資源

地域の中には多種多様な特技や情報を持った人や専門職、地区役員、PTA、団体などがあります。そしてそれらの「人と人とを結ぶ機能」を果たす地区行事や、福祉ひろば・公民館等の事業などは地域の大切な資源です。



活動

人づくりは、事業に参加者やスタッフとして関わることで、他者のことを知ったり、顔の見える関係づくりから始まります。そのような出会いの場で、困りごとや課題を共有することができると、それが課題解決に向けた「話しあいの場」や「学び」へとつながり、担い手意識が高まります。その人たちの思いの高まりは新たな出会いの場の創出につながり、その中で役割を持ち活動することの意義を感じることができると、地域で活躍できる人材になります。



同時に広報活動により、地域の活動を知らしめていきます。そこで、写真や文章、レイアウト等それぞれ特技を持った人材を発掘し、活躍してもらいます。



担い手づくりにおいて、人材や困りごとの「情報が集まる場づくり」が重要なポイントです。これまでも多くの福祉ひろばでは、事業参加者を担い手として巻き込んだり、困りごとと手助けできそうな人とを結び付けることをしています。

これからは、今まで何気なく行っていた、それらのマッチングを意識的に行うとともに、地域の中で福祉ひろばがその役割を担うことの合意形成や、福祉ひろばが情報として持っている人材リストを共有できる形にすることに取組み、人と人をつなぐ人材バンク的な機能を持たせます。(地区のボランティアセンター)



結果

役割を持ち活動する経験を通して、支えあい意識が向上します。

新たな出会いの場の創出により、人の輪が拡大し、人材発掘につながります。

町会役員 OB 等の組織化を図ることで、地域活動の担い手を確保します。

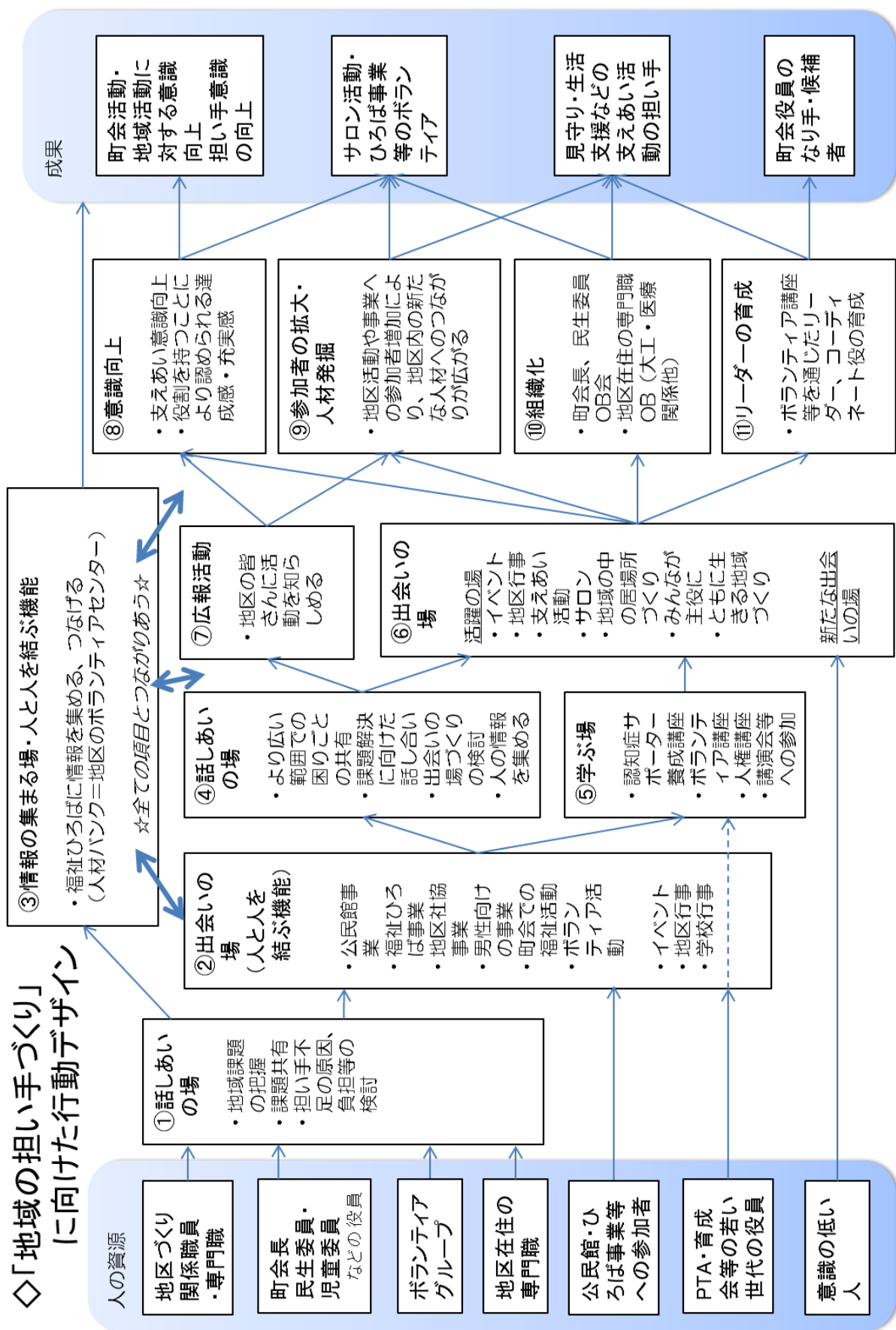
学習や実践を通して担い手の育成を図り、合わせてリーダーの育成を行います。



成果

担い手意識の底上げにより、各種活動の担い手が育ったり、若い世代の町会活動への理解や関わりを深めることで、役員の担い手確保につながります。

◇「地域の担い手づくり」 に向けた行動デザイン



◇チェックリスト

行動デザインを見ながら、自分の地区の取組みをチェックしてみましょう。

※番号は前ページの「行動デザイン」と連動したものです。

取組み	エリア	主体	資源	取組開始時期	現状 チェック	H32年 チェック
①地区内の主要メンバーでの話しあいの場づくりができていますか。	地区	地区関係職員	地区役員	1年目 →		
②出会いの場を、ただのイベントではなく、人と人を結ぶ機能を持たせることができていますか。	地区	福祉ひろば・公民館他		1年目 →		
	町会	町会役員	ひろば出前事業・出前講座	2年目 →		
③話しあいの場を設けて、情報の集まる拠点について、地区内の合意形成を行っていますか。	地区	地域づくりセンター	ひろば	2年目 →		
④事業の中で出会った人を話しあいの場に巻きこめていますか。	地区	地区関係職員	PTA等の若手役員	1年目 →		
④新たな出会いの場づくりに向けた話しあいができていますか。	地区	地区関係職員		2年目 →		
⑤学習は、一つ先のステップにつながる大切な機会です。多様な学ぶ場づくりができていますか。	地区・町会	公民館・福祉ひろば・市社協	各種講座	2年目 →		
⑥学びの場から、活躍の場へ、人材をつなげることができていますか。	地区	公民館・福祉ひろば・市社協		3年目 →		
⑥若い世代が地域と関わることができるような、新たな出会いの場をつくっていますか。	地区・町会	公民館・福祉ひろば・市社協 他		3年目 →		
⑦広報活動を行っていますか。	地区	地域づくりセンター	特技を持った住民	2年目 →		

取組み	エリア	主体	資源	取組開始時期	現状 チェック	H32年 チェック
⑧地域活動や福祉に対する意識向上のための場づくりを行っていますか。	地区・町会	市社協・福祉ひろば		4年目 →		
⑨人のネットワークを広げることができていますか。	地区・町会	市社協・公民館・福祉ひろば	サロン、町会活動 他	3年目 →		
⑩人材の組織化に向けた働きかけをしていますか。	地区	地域づくりセンター	役員 OB、技術を持った住民	3年目 →		
⑪リーダーとなりそうな人を見つけられていますか。	地区・町会	市社協・公民館・福祉ひろば		4年目 →		

◇市の取組施策

「担い手づくり」に関する市・市社協の施策の一部をまとめたものです。活用・連携が図れるものなど、地区の取組みの参考にしてください。その他の施策は資料編にまとめてあります。

施策・事業名（担当課）	エリア	主体	資源
各地区人権啓発推進事業（人権・男女共生課）	地区	地区人権啓発推進協議会	地区公民館、町内公民館等
地域防災リーダーの育成（危機管理課）	市・地区	松本市防災連合会	地域防災リーダー講習会
健康づくり推進員の活動、体力づくりサポーターの活動、食生活改善推進員の活動（健康づくり課）	町会・地区・市	健康づくり推進員、体力づくりサポーター、食生活改善推進員（事務局：市）	福祉ひろば、公民館、地域づくりセンター等
認知症サポーター養成講座（高齢福祉課）	市	地域包括支援センター	キャラバン・メイトによる講座
キャラバン・メイト養成研修（高齢福祉課）	市	市	キャラバン・メイト

施策・事業名（担当課）	エリア	主体	資源
町内公民館活動の活動推進・支援 （生涯学習課）	市・ 地区	公民館	中央公民館、地区公民館、町内 公民館
地域福祉コーディネーター設置事業 （社協 地域福祉課）	地区	地区社協	地区のリーダー、地区役員、民 生委員、ボランティア
ボランティア養成・研修事業 （社協 地域福祉課）	市	市社協	各種ボランティア養成講座、研 修、ボランティアグループの組 織化
有償ホームヘルプサービス （社協 北部地区センター）	市	市社協	有償による個人ボランティア 育成、活動の場